
監 査 委 員

29年監査公表第 6 号

平成27年度から平成23年度まで、平成20年度、平成19年度及び平成15年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年 7月14日

京都府監査委員 片 山 誠 治
 同 田 中 健 志
 同 森 敏 行
 同 井 上 元

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

事務事業の外部委託の現状と今後について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

(1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 知事室長グループ</p> <p>(1) プロポーザル方式における審査手続 「きょうと府民だより」制作業務委託について、プロポーザル方式への参加が4事業者あった。審査は1次審査、2次審査の2段階で行われ、それぞれ評価項目に従って審査委員により評価点がつけられる。 そして、2次審査の評価委員から個別に意見を聴取したうえで1次審査、2次審査ともに最高得点でない事業者が採択された。すなわち、最終的に評価点の点数の多寡ではなく、評価委員から個別に意見を聴取したうえでの協議により、(i)提案企画の実現性、(ii)事業者からの企画提案力、(iii)今までと違う新しい「府民だより」の可能性、という3点をポイントとして選定された。 仮にその3点を重視するのであれば、当初から重点審査項目として評価の項目に位置付ける、2次審査の審査項目を3点に絞るなどにより論点に沿った審査手続をとると共に点数以外の選考過程も分かるように詳細に記録し保管すべきである。 (報告書 29 ページ) ※ 公報も同一ページ(平成 27 年度から平成 25 年度までの包括外部監査の結果について同じ。)</p>	<p>(会計課、入札課) 平成 28 年 5 月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、候補者の選定に当たっては、評価点の総合点の最も高い者を候補者とする取扱いに統一した。 ----- (広報課) 指摘を受けた年度以降のプロポーザル方式においては、あらかじめ重点審査項目を明示の上、外部委員から意見聴取を行った上で相手方を特定することとした。</p>	<p>措 置 済 み ----- 措 置 済 み</p>
<p>2 職員長グループ</p> <p>(1) 職員住宅の緊急修繕受付業務の外部委託 職員住宅の緊急修繕に関する電話受付は、24 時間給与厚生課の担当職員が行っているが、夜間や休日は入居者に伝えた職員個人の携帯電話で受けて内容確認した後、提携事業者へ指示を出している。定型的な作業が大半で、京都府職員の判断が必要になるのは修繕費用が高額になる場合のみであり、一定のまとまった件数もあるため、適切な委託先に事務委託を行うべきである。 (報告書 36 ページ)</p>	<p>(職員総務課) 職員住宅の役割が人事異動や災害等緊急時の居住支援であることを踏まえ、その必要性や維持修繕などの経済性、築年数・躯体の老朽度合い等から、その管理手法も含めた職員住宅のあり方について、平成 28 年 4 月に「京都府職員住宅あり方検討委員会」を設置し、総合的な検討を開始した。「職員住宅の緊急修繕に関する電話受付」は、職員住宅の存廃方針や借り上げ方式への移行とあわせて、対応を検討中である。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>3 総務部</p> <p>(1) 用紙調達を含む一括委託の見直し 税務支援システム帳票出力等業務の委託料の中には用紙費用も含まれている。印刷ミスが発生した場合の責任の所在の明確化を考えると、京都府としてはリスクを回避する意味で、用紙の調達まで一括委託するのも分かる。また、印字ずれなどの印刷ミスなどがあれば、納税者の税行政への信頼が揺らいでしまうため絶対に発生しないようにすべきである。 しかし、用紙代だけで 18,937 千円と高額になっているため、印刷ミス等が発生しないことを大前提としつつ用紙単価の減額や自前調達を検討するなど、経費削減を図るべきである。 (報告書 51～52 ページ)</p>	<p>(税務課) 税務支援システム帳票出力等業務のうち、少数回で大量の処理を行うため委託の効果が高いと考えられる自動車税業務(賦課・督促)について、平成 29 年度から用紙調達のみ切り離した委託形態に見直し、随意契約から入札契約に切り替え、3,111 千円の経費を削減した。 今後、上記以外の部分についても経費削減を図れるよう検討する。</p>	<p>改 善 中</p>

<p>4 府民生活部</p> <p>(1) 京都ジョブパークと京都ジョブパーク京都マザーズジョブカフェの受付統合等</p> <p>京都ジョブパークマザーズジョブカフェは京都テルサ東館に配置されているが、京都ジョブパーク(マザーズジョブカフェ対象者以外が利用)自体は西館に配置されているため、双方に総合受付が設けられており非効率である。</p> <p>たとえ受付は同一であっても、相談コーナーをパーテーション等により仕切ることによってプライバシーを確保することができれば問題なく、どうしても問題がある相談者についてのみ、京都テルサ内に設けられている別の会議室を利用すれば解決できるため、受付の統合等の効率的な運営をすべきである。 (報告書 80 ページ)</p>	<p>(男女共同参画課)</p> <p>ジョブパークとマザーズジョブカフェの受付統合について、子どもと同伴でマザーズジョブカフェに来所する母子の安全や負担等を考慮するとそれぞれ2箇所にて受付を設けることは引き続き必要であるが、これまでそれぞれ一人ずつで行っていたマザーズジョブカフェ内の「受付」、「総合プレ相談」及び「ママさんコンシェルジュ」業務を平成 28 年度に統合し、効率的な運営体制を確保した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営縮小</p> <p>平成 26 年度で開設している2コーナーにおける1日当たりの平均利用者は4~5人程度に過ぎず、不効率的な運営であると言わざるを得ない。また、併設されている保育ルームについても平均利用者は3~4人程度で同様の状況にある。よって、北京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいては運営の効率化を図るため、運営日の削減や運営内容の変更等を行うべきである。 (報告書 80~81 ページ)</p>	<p>(男女共同参画課)</p> <p>保育ルームについては、利用実績も踏まえながら、運営日の削減及び開設時間等の見直し(週5日9時~17時→週4日10時~16時)により、効率的な運営とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) マザーズジョブカフェの統合発注</p> <p>京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいては業務委託に関して複数件数(平成 26 年度においては府民生活部で6本、健康福祉部で2本)の分割発注となっている。確かに、分割発注の方が低経費で発注できる場合もある。</p> <p>しかしながら、今回の外部監査においては、セミナー等を実施するか、カウンセリング等を実施するかによって異なる発注を行ったが結果的に同一の事業者が受注している案件が存在した。また、保育ルームとキッズルームの運用にはどちらにも保育士が関与していることから、統合して発注した方が効率的な運用が図れると考えられる案件も見られた。よって、これらの案件においては業務の内容について再検討を行い、有効かつ効率的で競争性にも配慮した発注とすべきである。 (報告書 81 ページ)</p>	<p>(男女共同参画課)</p> <p>分割発注となっている業務内容を再検討し、業務を統合(府民生活部6本→2本)した。</p> <p>また、保育ルームとキッズルームの運用については、平成 28 年度から、契約を1本化し、効率的な運用を図った上で、業者選定方法を随意契約から一般競争入札へ見直し、競争性にも配慮した。</p> <p>ただし、平成 29 年度は、保育ルームの設置者が平成 29 年9月末で府から民間事業者に変更することが予定されており、契約期間に差異があったため、やむなく分割発注とした。</p> <p>(家庭支援課)</p> <p>セミナー等業務については、平成 28 年度から、見積合せによって複数業者の競争により契約先を選定することとし、カウンセリング業務については、コスト検証を行った結果、カウンセラー(有資格者)を直接雇用することで、業務の低経費化と効率化を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 環境部</p> <p>(1) 低評価結果における再公募</p> <p>「自然公園区域の新規指定に関する調査業務」はプロポーザル方式を採用しているため、プレゼンテーションを実施している。平成 26 年度においては参加事業者が1事業者のみであったが、プレゼンテーションは実施され、評価委員による採点が行われた。しかしながら、その結果は275点満点に対して137点であり、得点率は49.9%となっており、このような低い評価の事業者を不採用とするための基準設定が必要であったと考える。よって、このような場合に備えて、事前に最低得点率を設定し、設定した最低得点率を下回った場合においては再公募する等の措置を実施すべきである。 (報告書 116~117 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課)</p> <p>平成 28 年5月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、評価点の総合点が60%未満の場合は候補者として選定しない取扱いに統一した。</p> <p>(自然環境保全課)</p> <p>当該業務は平成 27 年度で終了しているが、今後プロポーザル方式により契約の相手方を選定する際には、「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」(平成 28 年5月制定)に基づき、適切な事務手続を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p>6 健康福祉部</p> <p>(1) 委託業務に関する事後評価の実施</p> <p>日常生活等自立支援事業サポート推進事業(通所型)運営業務につき、委託業務終了後に提出される業務完了報告書に実績報告書が添付されているが、府においてはその実績報告書について何ら評価を行っていない。委託者が受託者の評価を行わず、かつ、</p>	<p>(福祉・援護課)</p> <p>平成 28 年度から、従来の単独随意契約を見直し、プロポーザル方式を採用することにより、公平性・競争性を確保し、事業者としての適性を評価して選定するとともに、毎月の状況報告及び年度末の実績報告に基づき効果等を詳細に点検及び確認し、必要に応じて</p>	<p>措置済み</p>

<p>受託者が自らの業務をふり返ることを怠ってしまった場合、効果のない業務が冗長に続いてしまう可能性がある。</p> <p>委託先の変更の可能性の検討及び受託者の牽制の意味も込めて、委託業務完了後には委託元が責任をもって業務の評価、効果の検証を実施する必要がある。</p> <p>(報告書 143 ページ)</p>	<p>指導している。</p>	
<p>(2) 北京都ジョブパークの運営の効率性</p> <p>ひとり親家庭自立支援センター事業につき、北京都ジョブパークの稼働日数に対して相談件数があまりに少ない状況である。当事業は、北部の人口や地理的条件を踏まえて巡回相談を積極的に展開し、来所等による相談後のフォローを行っている。また、相談者が現に生活面や経済面などで課題を抱える一人親であることから、その一人一人に対してまず生活・経済面の相談を受け、市町村等関係機関と常に連携しながら支援を行い、生活状況や適性に応じた就業相談を行っている。これらを考慮すると、単純な相談件数のみで業務の効果を判断することは妥当ではないとも思われる。しかしながら、それでもやはり相談人数が1日あたりに4人、来所人数が平均1日あたりに1人は少ないものと考え。</p> <p>については、子どもの貧困対策として効果的なひとり親家庭の親への就労支援の必要性を踏まえた上で、北部の現状に応じた、より効率的な事業の実施方法を検討すべきである。</p> <p>(報告書 143～144 ページ)</p>	<p>(家庭支援課)</p> <p>平成 28 年度において、北部のひとり親家庭の就業相談のニーズを把握するため、就業に関するアンケート等を掲載したパンフレットを作成し、各市町ひとり親福祉窓口と連携して状況把握に努めた。また、アンケートでの意見等を踏まえて、一部外部委託していた就労相談等業務を廃止して就労支援員を直接雇用し、経費の削減を図るとともに、巡回相談の実施箇所を増やすなど効果的な運営を図った。</p> <p>その結果、平成 28 年度の相談人数は1日あたり平均7人を超えることとなった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) プロポーザル方式における採用基準の明確化</p> <p>京都府がん相談支援センター運営事業について1事業者でのプロポーザル方式が行われ、評価委員の採点が行われており、最終的にその1事業者が採用されている。</p> <p>その採用理由として「経費以外の全ての項目で採点が50%以上であり、提案を採用すべきでないという特段の意見もないことから、採択を決定」とされている。</p> <p>しかし、事前にそのような取決めはなく、価格のみならず様々な観点からより良い事業者を選定するというプロポーザル方式の趣旨に鑑みれば、どのような基準で採用を行うか、必要な基準を満たさない事業者しかいない場合にはどうするか等を事前に明確に定め、事業者選定にあたるべきである。</p> <p>(報告書 144 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課)</p> <p>平成 28 年 5 月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、公募前に対象業務の目的、特性などに応じて評価項目、評価内容、配点を設定した上で評価基準を作成するとともに、基準を満たす適切な提案がない場合は候補者として選定しない取扱いに統一した。</p> <p>(健康対策課)</p> <p>平成 28 年度の委託業者の公募について、事前に採用基準を明確に定め、選定手続を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>7 全体の事項</p>		
<p>(1) 外部委託の取組推進に向けた検討の場の設置</p> <p>近年においては、外部委託の検討は各部局に任されており、部局横断的な外部委託の検討も実施されていない。そこで今後、益々効率的に事務事業を執行するに当たっては、所属や部局の枠を超えた共通の物差しで事務事業を集約できないか、また、それらを集約した上で外部委託できないかを検討する場を設け、更なる業務効率化の検討を進める必要がある。</p> <p>その際には、集約の規模や集約によって生じる新たな事務の発生など、集約化によるメリット・デメリットの検討やそれらを外部委託した場合の費用対効果の検討が必要であることは言うまでもないが、それらの検討を経て民間にできる業務は極力民間に任せていくべきである。</p> <p>(報告書 258 ページ)</p>	<p>(行政経営改革課)</p> <p>所属や部局横断的な事務事業の集約化及び委託化を検討するため、平成 28 年 6 月に関係部局で構成するワーキンググループを設置し、対象の検証・抽出や仕様書のひな形作成により外部委託の仕組みづくりに取り組んだ。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 部局間の情報の共有化</p> <p>知事室長グループ所管の「京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務」を実施する外部委託事業者は、警察本部所管の「自動車保管場所証明業務」も実施していた。しかし、これらの業務委託前には部局間で委託先の情報が共有されておらず、警察本部で問題点が指摘されていたことを知事室長グループでは全く把握せずに委託先を選定して</p>	<p>(会計課)</p> <p>平成 28 年 7 月から、随意契約公表の情報に指名停止情報等を付加してデータベース化し、職員の共用フォルダに保存することで、庁内での情報共有を図る仕組みを構築した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>いた。 否定的な情報をいつまでも引き摺り再挑戦の機会を奪うことは避けなければならない、取扱に留意が必要であるが、例えば入札指名停止をはじめとした重大な情報については随意契約の場合においても京都府全体で共有を図る仕組みを構築すべきである。 (報告書 258 ページ)</p>		
<p>(3) 長期継続契約における委託先の経営状態把握 京都府では、一定の場合に限り複数年度にわたる契約が認められている。複数年度にわたる長期継続契約は、単年度契約に比べ、より事業の継続性の判断が適正になされる必要がある。しかしながら、今回の外部監査では、一般競争入札にせよプロポーザル方式にせよ、当該参加者の財政状態や経営成績が参加資格や評価項目に組込まれていない事案があった。少なくとも法人税申告書に添付されるレベルの決算書の提出を求め、財務状態や経営成績を把握し、契約期間中に業務の履行が困難になることがないであろうという心証を得る手続を導入すべきである。 (報告書 259 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課) これまでから、「物品の製造の請負及び物品の買入等の競争入札」に係る参加資格者名簿の登録に際しては、参加資格申請時に財務諸表等を求めているところであり、当該参加資格者名簿の役務等業務委託に係る登録種目を更に拡大することとしている。 なお、事業の継続性については、入札資格参加申請時に営業実績の資料を求めており、プロポーザル方式でも評価項目としていることから、契約期間中の業務の履行が困難になることがないであろうという心証を得ている。</p>	<p>改 善 中</p>

(2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
<p>1 知事室長グループ (1) 広報紙配布の府市連携の可能性 京都府、京都市のそれぞれの広報紙の配布ルートを共通利用、共同での取組を行うことで、より効率的かつ効果的な府広報紙の配布が実現するよう、より具体的に検討されたい。 (報告書 30 ページ)</p>	<p>(広報課) 府内の市町村と、町内会等、配布ルートの共通利用について、その可能性の検討を進めているところであるが、府市連携の可能性についても、より効率的かつ効果的な配布方法について、引き続き検討中である。</p>
<p>(2) テレビ、ラジオ広報番組の府民への周知 ラジオ広報番組「きょうとほっと情報」及び「Kyoto Prefecture Public Line」、テレビ広報番組「みんなの京都ふらりー」は、府の広報モニターのアナウンサーによるとそれらが放送されていることについてほとんど知られていないという結果となっており周知について不十分な状態となっている。番組の周知について部局の創意工夫により改善策を講じ、また、アンケート等により時系列的に改善状況を検証し、状況に改善が見受けられなければ、代替的手段の活用、放送内容の見直しを含めて検討されたい。 (報告書 30 ページ)</p>	<p>(広報課) 広報モニターによる継続的な検証を進めるとともに、きょうと府民だより紙面上での番組に関する広報や、放送後にVTRをWEBに掲載するなど府民への周知を強化した上で、現在、放送内容の見直しに関しても放送局と協議を行い検討中である。</p>
<p>(3) 「きょうと府民だより」の配布業務における IT、ネット技術の有効活用 「きょうと府民だより」は京都府のホームページへ掲載した上で SNS においても発信している。部局担当者に、紙媒体を廃止しインターネットに特化することについて質問したところ、特に高齢者に多いインターネット環境を持たない方には届かないことになってしまうことから、その方針はない旨の回答を得た。 しかし、IT 技術の発展やネットの普及により、それらを有効に活用することは京都府の施策の府民への浸透、特に若年層、青年層へのアプローチには有効な手段となりうると考える。 京都府の施策の府民への浸透について IT 技術の更なる有効活用の可能性を検討されたい。 (報告書 30～31 ページ)</p>	<p>(広報課) きょうと府民だより発行時のホームページへの即時の掲載を継続し、紙媒体による発信と併せて、多くの府民に対して情報を届けることとしている。引き続き、IT 技術の更なる有効活用について検討中である。 また、平成 29 年 1 月から Facebook ページを大幅にリニューアルし、プロのライターの協力を得てコンテンツの充実を図った。さらに市町村等とも連携しながら IT 技術を活用した青年層に対する府の情報の効果的な発信を行った。</p>
<p>(4) 参考価格を予定価格として利用する場合 ラジオ広報番組「きょうとほっと情報」及び「Kyoto Prefecture Public Line」、テレビ広報番組「みんなの京都ふらりー」、テレビ広報 CM 「人権啓発スポット」、日刊新聞朝刊紙面による府政広報広告の掲載、行財政情報サービス「iJAMP」情報利用契約はそれぞれ予定価格と参考価格が同一の金額となっていた。</p>	<p>(広報課) 平成 29 年度の契約は、同種他業務との比較等により適正であるかの確認内容を経費伺い時の資料に記載することとした。 今後、当該資料や過去の実績価格等を参考に、一部でも積算できないか検討する。</p>

<p>これは、予算策定時に委託先から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されているためである。</p> <p>予定価格は、一般競争入札、随意契約にかかわらず、原則として全契約で定めることとなっている。予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものであり、可能な限り適正かつ客観的な金額の設定が必要となる。</p> <p>参考価格をそのまま使うのではなく、可能な限り複数の事業者から見積書をとる、仮に複数の事業者から見積書を徴取することが困難な場合であっても、参考見積書をベースにたとえその一部分でも独自の視点から積算を行うなど、創意工夫により予定価格の積算のさらなる精緻化を実施されたい。</p> <p>(報告書 31 ページ)</p>	
<p>(5) 一般競争入札における入札参加者数の増加の取組</p> <p>きょうと府民だよりの「全世帯配布広報紙各戸配布業務」は、京都市内を対象として平成 18 年から一般競争入札で事業者選定を実施しているものの入札参加者はここ数年 1 事業者のみとなっている。</p> <p>一般競争入札により経済的な委託料にするという趣旨に鑑みると、京都府は入札参加者が複数となるように努めることが望まれる。</p> <p>京都府としては、入札情報公開システム、府ホームページ、府民だよりに等により告知を図っているが、さらなる告知の推進が望まれる。</p> <p>例えば、時間的に余裕を持ったスケジュールを設定する、入札に参加しない理由等を把握し、入札に参加しやすい条件改善を行うなど、複数の入札者の参加を推進する対策を検討されたい。</p> <p>また、「京都府マーケティング業務」はプロポーザル方式であるが、参加者は 1 事業者のみとなっているため、同様に複数事業者の参加を推進する対策を検討されたい。</p> <p>(報告書 31 ページ)</p>	<p>(広報課)</p> <p>他事業者への周知に取り組んだ結果、きょうと府民だよりの「全世帯配布広報紙各戸配布業務」については、平成 28 年度の入札においては 2 事業者の参加を得た。今後も複数事業者の参加を推進するための周知及び告知に努める。</p>
<p>(6) 京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務の入札参加条件</p> <p>京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務について平成 26 年度の一般競争入札説明会には、3 事業者の参加があり、他に、説明会には参加しなかったが、1 事業者に対し資料配付を行った。しかし、そのうち 2 事業者は過去 6 年間で同種業務の実績という要件を満たさず、入札参加資格申請書の提出には至らなかった。</p> <p>確かに、旅券事務所申請業務という特殊な業務の委託である以上、一定の参加資格の設定に妥当性はある。しかし一方で、一般競争入札により、公正性を確保し経済的な委託料にするという趣旨に鑑みると参加資格に高いハードルを設定することにより、入札参加者を入口で限定してしまうことはその趣旨に反するともいえる。</p> <p>説明会参加者からの意見徴取や他都道府県の動向等も参考にその条件の妥当性についても検討すべきである。また、プロポーザル方式への変更により、参加者に門戸を開いたうえで業務実績を一つの評価要素とすべきである。</p> <p>(報告書 32 ページ)</p>	<p>(国際課)</p> <p>平成 29 年度の入札において、入札参加資格要件から「過去 6 年間」という期限の要件を外して同種業務の実績のみに緩和する見直しを行い参加者の拡大を図った。</p>
<p>(7) 京都府旅券事務所の監視カメラの設置</p> <p>京都府旅券事務所における現地視察を行ったが、個人の機密情報を取扱うのに、監視カメラが設置されてなかった。旅券事務所の担当者によると申請者が監視カメラの設置について抵抗を感じるため設置していないとの報告を受けている。</p> <p>一方で、過去、他県において旅券事務所業務上の不正の事例もあり、不正を防止するための一定の物理的設備の拡充は委託元の責任である。監視カメラの設置が望まれる。</p> <p>(報告書 32 ページ)</p>	<p>(国際課)</p> <p>監視カメラの設置に向けて、関係機関と調整中である。</p>

<p>(8) プロポーザル方式における採点基準の客観化 「府政情報 PR 業務」においては、プロポーザル方式による随意契約を採用している。そのため、参加事業者によるプレゼンテーションが実施され、評価委員による採点が行われている。今回の外部監査においてプレゼンテーションの採点結果を確認したが、採点については「採点項目」や「採点の着眼点」について明確にされているものの、評価委員ごとに大きなバラツキが生じていた。確かに、採点に際しては評価委員の主観的要素も入り込む余地があり、多少の採点のバラツキは致し方ない面もある。しかしながら、あまりにも大きなバラツキが生じていると、採点結果についての客観性に疑問が生じる可能性がある。よって、評価を行うに当たっては採点について評価委員の認識が一致できるように説明の徹底を図るとともに、最高点や最低点についてカットを行う等の手法を導入することを検討されたい。 (報告書 32 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課) 平成 28 年 5 月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、評価基準は事前に明確に示すとともに、外部有識者が正反対の採点をした場合には、統計的な手法を用いて、その正反対の採点が通常のばらつきから有意に外れている値であるかどうかを判定し、有意に外れている採点については、平均点として計算する対象としない取扱いとした。 (広報課) 平成 28 年度から、評価委員に対し採点に関して説明の徹底を図るとともに、「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」(平成 28 年 5 月制定)に基づき、選定手続を行った。</p>
<p>2 総務部 (1) 京都府府税徴収金のクレジット納税や電子納税の導入 府税収納業務を収納代行業者及びコンビニエンスストアに委託し、全国のコンビニエンスストア店舗で府税を納付できるようにすることで、納税者の利便性向上、府税徴収率のアップにつながっているが、更なる府民の利便性向上や業務の効率化、徴収率のアップを図るには、クレジット納税や電子納税という方法がある。これらの納税方法は、自治体側の対応に格差はあるが、既に導入、運用している自治体も多くあり、京都府でも費用対効果や利便性の向上を検証しながら導入を進められたい。 (報告書 52 ページ)</p>	<p>(税務課) クレジットカードによる地方税の納付は、①システム改修費が高額である、②納付手続から実際に府の収入となるまでに日数がかかる、③手数料負担について、府と納税者の負担割合の検討が必要、といった課題があるため、他府県の導入事例を参考にすると、システム改修費用の低減方法及び手数料負担等について検討中である。</p>
<p>(2) 府税収納管理等業務の単独随意契約の長期継続 府税収納管理等業務は、平成 26 年 9 月まで 19 年間、同一の事業者へ単独随意契約により外部委託してきたが、平成 26 年 10 月からは新しい事業者との単独随意契約に変更となった。これは指定金融機関である現委託先が収納済通知書を自動で仕分するシステムを導入したため、現委託先への委託が唯一性、価格の妥当性の観点から適当と判断したためである。従前の事業者と京都府は、長期にわたる単独随意契約が継続しており、競合他社も存在しないため経費削減への意識が希薄であったと思われる。したがって、単独随意契約が長期間に及んでいる場合は、契約金額や委託事業の範囲、作業の効率化の可能性を検討するために、一定時点でプロポーザル方式による事業者選定の実施や、他事業者の参考見積書と比較されたい。 (報告書 52 ページ)</p>	<p>(税務課) 府税収納管理等業務は、平成 26 年 9 月からより安価な委託業者に変更し、経費の削減を実現したところであるが、今後も単独随意契約が長期間に及ぶ場合は、更なる経費の削減を検討する。</p>
<p>(3) 税務支援システム帳票出力等業務の契約金額の妥当性 現時点で、京都府の税務支援システムに対応した帳票出力システムを保有しているのは現委託先だけであり、新たな事業者に委託する場合は、新たな帳票システムの構築が必要になり、委託費用の増額と京都府側の検証作業に膨大な時間が必要となることが予測されるのは分かる。 しかし、単独随意契約のため現委託先から提供される見積書を基準に契約金額を決めており、単価の見直し等が積極的に行われているわけではない。単独随意契約の場合には適正な契約金額であるかの検討が重要である。そのために、システムを京都府所有にするという方法も考えられる。そうすることで、一時的にシステムの購入費用は発生するが、他の委託先の可能性も広がり競争原理が働くため、一般競争入札の導入により公正性と経済性が確保できると考える。</p>	<p>(税務課) システムの府有化をはじめ、現在の随意契約から、部分的に入札契約に切り替える等、契約金額の妥当性を検討中である。</p>

<p>一般競争入札の導入が難しい場合でも、少なくともプロポーザル方式によることや、複数事業者から参考見積書を徴取するなど、契約金額の妥当性を検討されたい。 (報告書 52 ページ)</p>	
<p>(4) 自動車二税申告書受理確認業務での外部委託実施 自動車二税申告書受理確認業務は、複数の自治体で委託の実績がある。京都府では、自動車取得税等の申告受付は、形式的なチェックだけではなく、賦課徴収権限に関わる業務を含んでいるため職員が行っており、税額が発生しない形式的なチェックを行うケースの受付は臨時職員で対応する形態をとり効率化を図っている。職員の判断が必要であり、外部委託が難しいと考えている業務でも、複数の都道府県でこの業務を外部委託して経費を削減している実績がある。これらを考えると、業務内容としては委託の可能性を十分に考える業務である。 しかし、平成 29 年 3 月 31 日に自動車取得税が廃止され、新たに自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）が設けられる予定であり、更に、自動車保有関係に関する手続と税、手数料の納付をインターネット上で一括して行うことができる自動車登録のワンストップサービスの導入を国土交通省が推進しており、全国的に導入の検討がされている現状から考えると、今すぐに外部委託に移行するのではなく、これらに合わせて業務を再構築することが合理的であり、その再構築の段階で委託を検討されたい。 (報告書 52～53 ページ)</p>	<p>(税務課) 平成 29 年 4 月から、京都地方税機構において自動車二税申告書の受付・審査業務を開始した。 平成 31 年 10 月の自動車税及び軽自動車税における環境性能割導入並びに平成 29 年度に予定されている自動車登録のワンストップサービスの全国的な導入の動きを踏まえて、業務の委託化を検討する。</p>
<p>(5) コールセンター・電話業務の集約 京都府では総務部所管の代表電話と府民生活部所管のコールセンターの電話業務において業務の重複が見受けられる。業務の重複は、効率性や経費面等からの問題があり、業務の集約化を検討すべきと考える。 しかしながら、任用形態等の関係で即時の集約化が困難な状況にある。よって、当面は代表電話とコールセンターを連動させることで、任用形態上における最低限の人員で代表電話を運用し、処理できない場合においては、コールセンターにおいて対応する等の方法を検討されたい。 (報告書 53 ページ)</p>	<p>(府有資産活用課) 電話交換は、府民からの電話内容を聴取し、的確に対応可能な組織につながる業務であり、複数の電話が架かってきた場合でも迅速に対応できる最小限の 4 名体制で実施している。 一方、府民総合案内は、府民からの電話等をたらい回しにせず、FAQ を常備し、可能な限り一元的に対応するための窓口である。 複雑多岐に渡る質問事項など困難な案件は、電話交換と府民総合案内が連携しながら行っている。 なお、人員体制や業務の集約化については検討中である。</p>
<p>3 政策企画部 (1) プロポーザル方式における公募参加者数の増加の取組 総合評価は、「京都府情報政策有識者会議」から選任された 3 名の外部有識者が、あらかじめ定められた審査項目及び採点基準に沿って採点することに拠っている。外部委託者選定に当たっては、企画提案公募方式を採用しているものの、結果的に応募者が現行事業者である株式会社ワークスビジネスサービス及び社会保険労務士法人おむろ人事サービスの実質的に 1 事業者のみであった。 本件は、企画提案公募方式であり、参加資格を満たしている者であれば誰でも参加できるとともに、当該参加者は参加者数を把握できない立場にある。したがって、結果的に 1 事業者であっても一定の競争性は確保されているが、しかし、多種、多様な提案を受け、選択の幅が広がることは京都府にとって有益であるため、複数の企画提案参加者が得られるよう、今後、公募方法を更に検討されたい。 (報告書 59 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課) 平成 28 年 5 月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、参加者が 1 者の場合は運用委員会で審査し、実績要件の緩和や公募期間の延長が可能な場合は再公告することとした。 ----- (情報政策課) 内部事務アウトソーシング業務の次回更新時には、複数の企画提案が得られるよう、公募期間や公募方法を検討する。</p>
<p>4 府民生活部 (1) プロポーザル方式における日程の見直し 「京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運営業務委託」は、プロポーザル方式を採用しているため公</p>	<p>(会計課、入札課) 平成 28 年 5 月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、募集要領の公募情報を府のホームページで集約するとともに、事務手順として、募集要領の公示から説明会までの期間について</p>

<p>募を行っている。しかしながら、運営業務説明会が公募日の5日後に実施されており、十分な周知期間が設けられていない。</p> <p>確かに、募集要項の配布期間は公告日から約1か月程度設けられているが、ホームページのみの公募について新規参入事業者が公募を認知するには相当の期間を要すると考えられる。さらに、認知後において運営業務説明会の参加を要望する可能性が高く、現状の日程では不十分であると推察する。</p> <p>よって、今後は十分な周知期間を設けた後に、運営業務説明会を実施する日程に見直されたい。 (報告書 81 ページ)</p>	<p>は業務内容等に応じ、より多くの事業者が参加できるよう適切な日程を確保することを明記した。</p> <p>(男女共同参画課)</p> <p>平成 28 年度から、公募型プロポーザル方式の透明性・公平性を確保するため、「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」(平成 28 年 5 月制定)に基づき、公募日から運営業務説明会までに 2 週間の周知期間を設定した。</p>
<p>(2) 所管部署職員の評価委員への任用の排除</p> <p>「京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運営業務委託」はプロポーザル方式のため、プレゼンテーションが実施された。平成 26 年度の参加者は 1 事業者のみであったが、評価委員による評価は行われた。しかしながら、評価委員 5 人中 2 人の採点が他の 3 人の評価委員に対して 10 点程度突出していた。この両名は、所管部署である府民生活部の職員であり、より業務に精通しているにもかかわらず、他の評価委員と比べて点数のつけ方が甘いように感じられる。</p> <p>採点について恣意性を排除する観点から、今後の評価委員の選出においては、できる限り所管部署の職員を控えられたい。 (報告書 81～82 ページ)</p>	<p>(男女共同参画課)</p> <p>事業者選定に係る意見聴取については、平成 27 年 10 月より所管部署の職員以外の外部有識者のみで行うこととした。</p>
<p>(3) プロポーザル方式における評価項目</p> <p>「コールセンター委託業務」は、プロポーザル方式を採用しているためプレゼンテーションを実施している。プレゼンテーションにおいては評価委員による採点が行われるが、「評価項目」、「評価の対象」、「配点」については事前に京都府が設定している。今回の外部監査において平成 26 年度の採点内容を検証したが、例えば、評価項目において「京都府政への理解度」や「同種・同等業務の実績」というものがあつた。</p> <p>確かに、採用する側の京都府にとっては重要な評価項目であるが、このような項目での配点が高いとどうしても既存事業者が有利となり、新規事業者の参入障壁となるおそれがある。よって、現時点では問題ないと考えるが、今後のプレゼンテーションにおいては評価項目に対して配点を設定する際には、新規参入を阻害しないように配慮されたい。 (報告書 82 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課)</p> <p>平成 28 年 5 月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、事務手順として提案項目については、業務の中で提案者の企画力、技術力などを求める項目を選定することを明記し、業務実績が高い配点にならないような評価基準の標準例を示した。</p> <p>(府民総合案内・相談センター)</p> <p>平成 29 年度に実施するプロポーザルでは、「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」(平成 28 年 5 月制定)に基づき、新規事業者の参入障壁とならないよう評価項目の「京都府政への理解度」は評価項目から除くとともに、「同種・同等業務の実績」の配点を引き下げる見直しを行った。</p>
<p>5 文化スポーツ部</p> <p>(1) プロポーザル方式における採点基準の客観化</p> <p>「第 3 回全国高校生伝統文化フェスティバル等開催業務委託契約」においては、プロポーザル方式による随意契約を採用している。そのため、参加事業者によるプレゼンテーションが実施され、評価委員による採点が行われている。今回の外部監査においてプレゼンテーションの採点結果を確認したが、採点については「採点項目」や「採点の着眼点」について明確にされているものの、評価委員ごとに大きなバラツキが生じていた。</p> <p>確かに、採点に際しては評価委員の主観的要素も入り込む余地があり、多少の採点のバラツキは致し方ない面もある。しかしながら、あまりにも大きなバラツキが生じていると、採点結果についての客観性に疑問が生じる可能性がある。よって、評価を行うに当たっては採点について評価委員の認識が一致できるように説明の徹底を図るとともに、最高点や最低点についてカットを行う等の手法を導入することも検討されたい。 (報告書 99 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課)</p> <p>平成 28 年 5 月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、評価基準は事前に明確に示すとともに、外部有識者が正反対の採点をした場合には、統計的な手法を用いて、その正反対の採点が通常のばらつきから有意に外れている値であるかどうかを判定し、有意に外れている採点については、平均点として計算する対象としない取扱いとした。</p> <p>(文化交流事業課)</p> <p>平成 28 年度から、評価委員に対し採点に関して説明の徹底を図ったほか、「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」(平成 28 年 5 月制定)に基づき、遵守すべき基本事項と極端な採点を除く仕組み等により、事務処理を行った。</p> <p>なお、平成 28 年度は、大きなばらつきは生じなかった。</p>

<p>(2) 共通事務の他部署との業務統合</p> <p>文化スポーツ部文教課では私立高校生に対して就学支援金と給付金の事業を実施している、一方、京都府教育委員会高校教育課においても公立高校生に対して同様の業務を実施しており、業務の内容が重複している。給付金事業においては両部署でシステムを共有しているものの、就学支援金事業については、私立と公立の間で加算措置の有無に差があるなどの理由もあってシステムを共有していない。両事業の審査業務等については、京都府教育委員会高校教育課において外部事業者への委託を推進しているが、文化スポーツ部文教課においては検討段階にある。</p> <p>これまでの経緯や外部事業者の作業スペース確保の観点等から直ちには実施困難とのことであるが、今後はマイナンバー法第9条に基づく社会保障・税番号（マイナンバー）の利用や、当該利用に基づく国（内閣府）主導による新システムの導入が予定されていることから、それらを契機に少なくとも共通事務については、業務を統合した上で外部委託を実施することを検討されたい。</p> <p>（報告書 100 ページ）</p>	<p>（文教課、高校教育課）</p> <p>他府県の状況を確認したところ、公立及び私立の高校間での業務統合の実施事例はなかったが、既存の事業の執行方法について、事務の効率的・効率的な執行の観点から検討を実施した。</p> <p>しかしながら、国の新システム（平成31年4月稼働予定）については、現在のところその詳細が明らかになっていないため、今後詳細が明らかになった段階で、具体的な対応について、関係部局とともに検討する。</p>
<p>(3) 一般競争入札における予定価格</p> <p>「京都の記憶遺産デジタルアーカイブ事業（館外）」においては、一般競争入札により事業者が選定されたが、予定価格の設定に際して、外部事業者1事業者から見積書を徴取し、当該見積価格を予定価格18,271千円としている。しかしながら、入札時には当該見積書を提出した事業者が12,009千円で入札する結果となっている。よって、落札価格は予定価格の約66%で大きな乖離が生じており、予定価格の妥当性に疑問が生じる結果となっている。</p> <p>確かに、一般競争入札においては競争原理が働き、落札価格が変動するのは理解できる。しかしながら、このような状況が想定できるからこそ、1事業者のみの見積書をもって予定価格に設定するのは十分でないと言わざるを得ない。よって、一般競争入札における予定価格の設定において見積書を利用する際には、複数事業者から参考見積書を徴取した上で予定価格を設定されたい。</p> <p>（報告書 100 ページ）</p>	<p>（京都学・歴史館）</p> <p>平成28年度から、複数事業者から参考見積書を徴取の上、予定価格の設定を行うこととした。</p>
<p>(4) 一般競争入札における日程の見直し</p> <p>「京都の記憶遺産デジタルアーカイブ事業（館外）」は平成26年度からの新規事業であり一般競争入札を実施したが、公告日から入札日までが年末年始の除外期間（平成26年12月28日～平成27年1月4日）を含めて約3週間の短期と思える日程となっており、質問回答会は平成26年1月8日に実施している。</p> <p>そもそも、一般競争入札の趣旨は不特定多数事業者の参加にあり、この点に配慮した日程を設定すべきである。特に、年末年始は民間事業者においては長期間の休暇を設定する傾向にあり、また、本案件は新規事業のため周知には相当の期間を要することから、今回の日程設定はあわただしいと考える。よって、今後の日程設定においては、不特定多数の事業者が参加しやすい環境を整備するため、余裕のある日程を設定されたい。</p> <p>（報告書 100 ページ）</p>	<p>（京都学・歴史館）</p> <p>平成28年度から、公告日から入札日までの日程について、年末年始など民間事業者が長期休暇を設定する時期を外して設定することにより、不特定多数の事業者が参加しやすい環境を整備した。</p>
<p>(5) 京都府スポーツセンターの契約形態の透明化</p> <p>「高校生等スポーツ選手育成事業」については、平成8年度より単独随意契約を実施している。平成26年度の契約額は21,300千円であるが、その約半分相当の10,400千円を施設が入居している建物の共益費として支出している。この建物は無償貸付を受けた一般財団法人京都府民総合交流事業団が管理しているもの京都府が所有しており、京都府からの委託料の約2分の1を京都府の建物の維持・管理に使用されることになる。このような契約形態で</p>	<p>（スポーツ振興課）</p> <p>平成30年度から、建物の共益費を京都府が直接執行するよう変更予定である。</p>

<p>は建物の有効性や妥当性についても評価する必要が生じ、「高校生等スポーツ選手育成事業」自体の確認・評価を困難にしている。よって、京都府の施設を利用するような事業においては、施設の有効性や妥当性についての判断を除外するために、施設に関する費用を契約から除外し、業務委託自体の確認・評価が純粋に行えるような契約形態に変更することが望まれる。 (報告書 101 ページ)</p>	
<p>(6) 京都府スポーツセンターの運営方針の見直し 京都府スポーツセンターは京都府が所有する京都テルサに入居しており、当該施設利用の理由について利便性の良さを挙げているが、年間利用者は2,000人程度の推移に留まっている。また、業務委託の年間契約額が21,300千円であるのに対して、利用者からの収入は年間2,000千円に満たない状況である。 まず、現在の年間利用者では利便性の良さを追求する程の水準ではなく、開館時間の縮小やより家賃の低い場所への変更等の見直しにより事業費全体の節減を検討することが望まれる。さらに、現行の施設の有効利用を考えるのであれば、利用者からの年間収入では事業全体への影響は大きくないため、利用料金の引き下げによる利用促進や府民満足の向上等を図らねばならない。 (報告書 101 ページ)</p>	<p>(スポーツ振興課) 平成28年7月から京都トレーニングセンターの供用を開始し、京都府スポーツセンターと合わせ、両施設の主な利用者層であるジュニアアスリートの総合的な育成環境を充実させ、京都府スポーツセンターについては、平成28年4月から、開館日数を週6日から週4日に縮小し、事業費を節減した。 利用料金については、受益者に適正な負担を求める観点から、類似施設の料金水準を調査して金額を定めている。</p>
<p>6 環境部 (1) プロポーザル方式における日程の見直し 「自然公園区域の新規指定に関する調査業務」はプロポーザル方式による随意契約を締結している。そのため、公募により参加者を募集しているが、公告の日からプレゼンテーション実施日まで約2週間の日程となっている。これは、大変ありがたい日程が設定されていると考えられ、参加事業者は1事業者のみとなっている。そもそも、この案件については前年度も1事業者のみの参加となっており、業務の内容を勘案すると調査の継続性を優先していると思われる。しかしながら、プロポーザル方式を採用している以上、多数の事業者が参加できる環境を整備すべきであり、今後においては日程を見直されたい。 (報告書 117 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課) 平成28年5月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、募集要領の公示から提案書の提出期限までの期間は1箇月程度を確保することとした。 ----- (自然環境保全課) 当該業務は平成27年度で終了しているが、今後プロポーザル方式により契約の相手方を選定する際には、「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」(平成28年5月制定)に基づき、適切な事務手続を行う。</p>
<p>7 健康福祉部 (1) 委託事業内容に関する事前検討の妥当性 重度障害者等緊急生活支援事業につき、一連の業務について全てを1つの事業者へ委託を行い、委託費には使用された商品券の精算費用の他に、運営マニュアルの作成、商品券のデザイン・印刷、郵送関連費用等のその他の費用が含まれている。 しかし、当該委託費用は精算された商品券1万円あたりで、7,324円かかっている計算となり非常に業務経費率が高く、また、スケジュールに余裕があれば委託費削減の観点からの分離発注も可能であった。また、券面に「京都府重度障害者等緊急生活支援事業」と印字しているが、一般の商店でわざわざ自らの障害や高い介護度を呈示せよというに等しく、対象者への配慮がなされていないと言わざるを得ない。このことも使用率を引き下げ、業務経費率を高める結果に繋がった一因と思われる。 予算編成過程で様々な手法の検討を行ったとしているものの、このような結果となっていることは、当該施策自体のスケジュールを含む事前の検討が甘いと言わざるを得ない。今後同様の業務が行われる場合には、予算議決後の業務も考慮した業務執行方法について事前検討を綿密に行い、より効率的な運営とされたい。 (報告書 144 ページ)</p>	<p>(健康福祉総務課) 重度障害者等緊急生活支援事業については、平成26年4月の消費税率改定を背景とした単年度事業で終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、適切なスケジュール設定など、より効率的な施策となるよう十分な検討を行う。</p>

<p>(2) 単独随意契約の見直し</p> <p>日常生活等自立支援事業サポート推進事業（通所型）運営業務及び中間的就労創出事業（事業創出型）運営業務の契約形態につき、現在のところ単独随意契約とされている。理由は利用者への継続的な支援が必要であり、頻繁に事業者を変更すると利用者が不利益を被るためである。</p> <p>しかし、継続性のみを理由として契約を続けると効果の無い業務が冗長に続く可能性もある。それを解決するには、例えば、一定の複数年契約でのプロポーザル方式を採用して、継続性も担保しつつ事業者を見直すことも一案である。</p> <p>（報告書 144～145 ページ）</p>	<p>（福祉・援護課）</p> <p>保健所、市及び事業者が利用者の抱える様々な課題や状況を十分に理解し、利用者の自立支援プログラムの作成やその達成状況の確認等を連携して対応することにより継続的な支援の質を確保しつつ、平成28年度から、単年度契約のプロポーザル方式の採用により、公平性・競争性を確保し、適性等を総合的に評価して委託業者を選定することとした。</p>
<p>(3) セミナー実施方法の見直し</p> <p>ひとり親家庭自立支援センター事業の一環としてセミナーを開催しているが、年間の開催回数が10回のところ参加者数50人となっている。平均して5人/回であり非常に参加人数が少なく、また、企画したものの参加者がなく開催されなかったセミナーもあり、業務の効果及び効率の点で疑問が残る。</p> <p>セミナー開催回数の削減も含めセミナー開催のあり方について再検討されたい。</p> <p>（報告書 145 ページ）</p>	<p>（家庭支援課）</p> <p>平成27年度から、参加者数の少ないセミナーについては、廃止するとともに、子育て中のひとり親の方が参加しやすいよう、子どもの保育施設での保育時間に配慮してセミナーの終了時間を早める取組により、1回当たりの平均参加者数が8人と概ね定員（10人）を満たすようになった。</p> <p>今後もより効果的な業務となるよう参加者へのアンケート調査結果等によるニーズを踏まえたセミナーの実施を検討する。</p>
<p>(4) 業務運営方法の継続的な見直し</p> <p>京都府自殺ストップセンター電話相談業務につき、現在のところ昼間時間帯（9時～16時30分）は直営で業務を行い、夜間時間帯（16時30分～20時）については委託する方針となっている。昼間時間帯（直営）と夜間時間帯（委託）の単価を比較すると、昼間時間帯（直営）は7,575円/時間、夜間時間帯（委託）は11,904円/時間であり、外部委託に比して直営の方が安価な単価となっている。人件費は年度によって大きく変動するものではなく、少なくとも平成25年度時点では当該事実の把握は可能であり、このデータを見る限りでは委託でなく直営すべきであったと思われる。</p> <p>一方、教育委員会において、いじめ対策の「休日夜間相談業務」を同じ事業者へ委託している。両業務の1人あたり単価を比較したところ、休日夜間相談業務が815円/時間であるのに対し、自殺ストップセンター電話相談業務は5,952円/時間となっている。臨床心理士が対応するという共通点を考慮すれば、両者の単価に非常に大きな乖離があり、自殺ストップセンター電話相談業務の委託単価をもう少し抑えることができないかという疑問が残る。仮に自殺ストップセンター電話相談業務の単価をもう少し抑えることが可能であれば、前述の直営か委託の検討について、判断結果が異なる可能性がある。</p> <p>この点、厚生労働省は平成28年度に地域自殺対策推進センターを各都道府県・政令市に設置する方針を示しており、全国的に自殺に対する取組が進むことが予想される。そうなれば、同種相談業務の集約による経費低減が進む可能性が高い。既に平成28年度に向けては直営か委託かの意思決定については比較検討が行われているが、当該結果の見直しも含め今後は継続的に運営方法を見直す体制を構築されたい。また、経費削減の観点から、将来的には他の都道府県と合同して委託することも一案である。</p> <p>（報告書 145 ページ）</p>	<p>（福祉・援護課）</p> <p>自殺ストップセンターについては、夜間における専門職（臨床心理士等）の確保が困難なこと、施設のセキュリティ等の課題があり、やむを得ず平成27年度まで夜間の相談業務を業者委託していたが、経費節減に加え、相談者への統一的な対応など利便性向上からも直営での実施を検討した結果、夜間を含めた相談員の確保に目途が立ち、施設面の調整も整うとともに、200万円程度の節減も見込めたことから平成28年度に直営へと移行した。</p> <p>また、相談者への支援は、その人が居住する地域の資源（市町村、医療機関など）と連携して行っていく必要があり、現時点においては、都道府県それぞれが窓口において対応することが適当と考えられるが、将来的な連携については検討していく。</p>
<p>(5) プロポーザル方式における公募参加者数の増加の取組</p> <p>京都府がん相談支援センター運営業務につき、契約方式がプロポーザル方式となっているものの、参加者数が1事業者となっており、価格のみならず様々な観点からより良い事業者を選定するというプロポーザル方式の趣旨が全うできていない。</p> <p>原因として考えられるのは、公募から事業者の選定までの期間が若干タイトであること及びプロポーザル方式参加資格要件において「過去5年間に、国、</p>	<p>（会計課、入札課）</p> <p>平成28年5月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、募集要領の公示から提案書の提出期限までの期間は1箇月程度を確保するとともに、参加資格要件については、実績要件は原則として付さないこととし、付する場合は理由について運用委員会で審査することとした。</p> <p>（健康対策課）</p> <p>平成28年度から、公募開始から業者選定までの期間を28日間確保するとともに、新規事業者の参入障壁とならないよう過去の受託実績に関する参加資格要件を削除した。</p>

<p>都道府県又は市町村において、本事業と同等規模の相談窓口業務の受託実績を有すること」という要件が課されており、参入障壁が高いことである。</p> <p>今後同様のプロポーザル方式による事業者選定が行われる際には、公募から事業者の選定までの期間を十分に確保されたい。また、参加資格要件は新規事業者の参入機会を奪うことの無いよう配慮されたい。</p> <p>(報告書 145～146 ページ)</p>	
<p>(6) 将来に向けての合同委託の検討</p> <p>府精神保健福祉総合センター精神科デイケア及び診察にかかる診療報酬請求事務に関して、同様の診療報酬請求事務について既に洛南病院において委託を行っており、スケールメリットを出す趣旨で洛南病院の業務と合同して委託することも考えられる。しかし、現在のところノウハウの共有ができず、委託により新たな業務が発生し、スケールメリットが生じないという理由により、合同委託は実施していない。</p> <p>ただし、今後は医療業界全体として電子化が進むことが予想され、将来的に合同委託の障害となっている原因が解消に進み、合同しての委託も可能になると考えられるため、今後に向けて検討されたい。</p> <p>(報告書 146 ページ)</p>	<p>(障害者支援課)</p> <p>府精神保健福祉総合センターの診療報酬請求処理件数(月 50 件程度)については、同センターの継続的な利用者以外の一般外来がほとんどなく、当面増加が見込まれない中、電子化導入を検討する状況にはないが、今後は医療業界として電子化の進行等の状況を踏まえつつ、合同委託の検討を行う。</p> <p>なお、洛南病院との請求事務の合同委託については、府精神保健福祉総合センターにおける診療報酬請求の事務量が少なく、所在地も離れていることから、委託により新たな事務又は経費が発生し、スケールメリットが生じない状況にある。</p>
<p>8 商工労働観光部</p> <p>(1) プロポーザル方式における公募参加者数の増加の取組</p> <p>企業立地促進開拓員設置運営業務はプロポーザル方式での事業者選定になっているが、例年 1 事業者のみの応募しかなく、複数事業者が応募に参加しやすい仕組み作りも必要である。今回の応募方法は募集期間も 14 日と短い。広く応募を募るため、応募期間を延長されたい。</p> <p>(報告書 167 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課)</p> <p>平成 28 年 5 月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、募集要領の公示から提案書の提出期限までの期間は 1 箇月程度を確保することとした。</p> <p>(産業立地課)</p> <p>平成 28 年度から、「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」(平成 28 年 5 月制定)に基づき、1 箇月間の募集期間を確保した。</p>
<p>(2) 企業立地促進開拓員の必要性</p> <p>企業立地促進開拓員の活動で、京都府へ立地に至ったのは平成 23 年度から平成 26 年度の 4 年間で 1 社(2 箇所での事業者立地)である。2 人の企業立地促進開拓員が 4 年間誘致活動を実施し誘致成功が 2 件となっている。これは、首都圏から京都への誘致という難しさや、企業立地促進開拓員が中期的な将来計画を視野に入れながら、広く新規事業者を開拓していくという業務であり、結果的に、現時点で誘致の確度の低い事業者にも数多く接触していかざるを得ないことから、少ない件数になったと思われる。しかしながら、中期的な将来計画を視野に入れた活動を行っているとしても、この委託事業自体の効果を測定し、事業の継続や廃止を検討する場を設ける必要はある。事業の性質からして短期的に判断できるものではないので、5 年から 10 年くらいの期間で委託事業の効果を判断されたい。</p> <p>効果測定の目安としたら、誘致成功件数が重要な判断材料になるだろうが、その結果によっては、今後、企業立地促進開拓員設置運営業務に関する見直しが必要となる可能性もある。</p> <p>(報告書 167～168 ページ)</p>	<p>(産業立地課)</p> <p>企業立地促進開拓員の活動により誘致が成功した案件は開拓員が継続的に企業訪問し、企業との信頼関係を築く中で、設備投資に関する情報を入手して、誘致を実現したものである。</p> <p>通常、誘致は、交渉の開始から実現まで、数年間を要する中、誘致の実現が有望視される複数の案件について継続的にアプローチしているところであり、現時点の誘致成功件数のみで事業効果を判断できるものではない。</p> <p>なお、誘致成功件数を更に増やすため、平成 29 年度から年間訪問件数を 360 社から 480 社に引き上げたところであり、適宜業務内容の見直しを行うことで事業の効果を高めていきたい。</p>
<p>(3) 委託業務の範囲の妥当性</p> <p>観光誘客新商店街づくり事務業務で委託事業者の選定にはプロポーザル方式を採用しているが、1 事業者しか応募者がなかった。委託先となった事業者以外にも、応募の打診をしたが、全て辞退されたと聞いている。そのような状況であれば、多くの事業者が応募しやすい体制を検討すべきであった。業務量が多く 1 事業者での対応が難しいのであれば、納期を延長して時間的に余裕を持たせる方法や、5 商店街の観光客向けクーポン付きフリーペーパーの作成と、3 エリアの観光客向けクーポン付きフリーペーパーの作成を別事業として募集をかけ業務</p>	<p>(商業・経営支援課)</p> <p>同様の事業を実施する際には、多くの事業者が応募しやすいよう、納期の延長や業務を分割するなど委託業務の内容を検討する。</p>

<p>量を少なくする方法等も考えられる。この事業は、国庫を活用した臨時的な事業であり、現時点で継続の見込みはないが、今後同じような事業を実施する際は留意されたい。 (報告書 168 ページ)</p>	
<p>(4) 観光誘客新商店街づくり事務業務自体の効果 本業務においてクーポン付きフリーペーパーのクーポンの使用割合は高くない。最近紙媒体のクーポンよりもインターネットを通じて使用するクーポンの方が主流になっている。外国人観光客を含めた多くの観光客はスマートフォンで様々な情報を収集している。今回の委託事業も、クーポンの使用率を上げるには、インターネットの活用を検討する必要があった。 例えば、紙媒体のフリーペーパーの発行と同時に、インターネット上に同様の内容を紹介するサイトを立ち上げ情報発信する。紙の媒体は、入手できる場所が限られているが、インターネット上のサイトであれば、何処にいても情報を入手することができ、クーポンの使用もスマートフォンの画面を見せる方式を取れば、使用率は上がっていたのではないかと。金額の問題はあると思うが、紙媒体の発行部数や発行エリアを縮小してでもインターネットを活用した方が、クーポンの使用率は上がったように思われる。 しかし、クーポンの使用率だけではフリーペーパー発行の商店街に対する効果を図ることはできない。観光客の利用がどれくらい増えたのかフリーペーパー発行前と発行後の商店街の観光客数を比較し、効果を検証する必要がある。また、この事業は、国庫を活用した臨時的な事業であり、現時点で継続の見込みはないが、今後同じような事業を実施する際は留意されたい。 (報告書 168～169 ページ)</p>	<p>(商業・経営支援課) 平成 28 年度から実施の商店街創生センター事業について、インターネット上のクーポン付きフリーペーパーを活用して、事業を実施した。また、効果の検証については、インターネットへのアクセス数の把握により行った。観光客数の比較については、同様の事業を実施する際に検討する。</p>
<p>(5) 京都ちびず推進人づくり事業の雇用継続への取組 委託事業で 35 人の雇用機会を作り出すことができたのは一定の効果があったが、継続雇用者数が 35 人中 10 人ということで、この割合を高める工夫が必要であったと思われる。 雇用が継続している事業者は、事業提案書の選定委員による点数が高い傾向にある。継続雇用者 10 人のうち 6 人は選定委員による点数が上位の 3 事業所であり、いずれも 80 点を超えている。雇用継続の取組を強化するためには、提案内容を精査したうえで、事業内容の見直しの基準点数を高く設定すべきであった。今回の場合は、70 点以上の事業者に対しては、提案書通りに採用したが、これらの事業者の事業内容の見直しを実施されていれば、継続雇用者数は増加していたと思われる。 この事業は、国からの緊急雇用対策基金で実施している事業で、今後継続の予定はないが、同じような取組を実施する際は、今回の件を踏まえて、継続雇用ができるような制度づくりが望まれる。 (報告書 169 ページ)</p>	<p>(地域力ビジネス課) 同様の事業を実施する際には、継続雇用の実現の視点も踏まえ、最低基準点の引上げ等について検討する。</p>
<p>(6) 見積限度額（予定価格）の妥当性 企業立地促進開拓員設置運営業務で平成 26 年度は 1 事業者のみのプロポーザル方式での事業者選定になっており、事業開始時の平成 23 年度からプロポーザル方式への参加者は 1 事業者のみという状態が続いている。見積限度額は、前年度実績を参考にした額となっており、他事業者の参考見積書は徴取していない。 プロポーザル方式であっても、参加者が 1 事業者ということは、前年度実績を参考にすると見積限度額では、金額の妥当性に疑問が生じる。複数事業者から参考見積書を徴取するなどして、見積限度額（予定価格）を設定されたい。 (報告書 169 ページ)</p>	<p>(産業立地課) 平成 27 年度までは、他の自治体等の事例を元に金額の妥当性を検証し、見積限度額を設定してきた。 平成 28 年度からは、更に金額の妥当性を高めるため、複数事業者から見積書を徴取し、見積限度額の設定を行っている。</p>

<p>(7) 京都府と京都市の指定定期検査機関の共同化 定期検査業務を実施するにあたり、京都府計量検定所は京都府下(京都市内を除く)を管轄しており、京都市内は京都市計量検査所が管轄している。京都府も京都市も定期検査等の業務を委託しており、委託先はいずれも一般社団法人京都府計量協会となっている。 平成28年度からは、京都府計量検定所が京都市計量検査所からこの検査業務を受託し、京都府に一元化することで、業務効率の改善が期待できるが、更なる効率化を検討するには、京都府計量検定所と京都市計量検査所の共同化が望ましい。現在も共同化に向けた検討が進められているが、今後も継続して検討し、いち早く共同化が実現することが望まれる。 (報告書169ページ)</p>	<p>(産業労働総務課) 平成28年4月1日から、京都府計量検定所において、京都市から京都府への事務の委託により共同化を開始した。</p>
<p>9 農林水産部</p> <p>(1) 事業統合の可能性の検討 「実践農場整備事業」、「新規就農・就業者定着促進事業」、「農林水産業ジョブカフェ事業」につき、公益社団法人京都府農業総合支援センターを外部委託が可能な府内唯一の機関であることを理由として随意契約によっており、それぞれ13年間、5年間及び8年間契約が継続している。 上記3つの事業は、経営支援・担い手育成課が担当している事業であり、新規就農者の確保という目的においても共通しており、対象となる新規就農の希望者という点においても共通する。 それぞれの事業について公益社団法人京都府農業総合支援センターが外部委託可能な府内唯一の機関であるならば、3つの委託事業の統合を行うことにより委託先、委託元双方にとって事務負担の軽減が可能ではないかと考える。 事業目的に類似性があり、委託先が長期同一である農林水産業ジョブカフェ事業、実践農場事業、新規就農定着事業3つの事業について外部委託事業の統合(一部でも)の可能性について検討されたい。 (報告書187ページ)</p>	<p>(経営支援・担い手育成課) 平成28年度から「実践農場整備事業」と「農林水産業ジョブカフェ事業」を、平成29年度からこの2事業と「新規就農・就業者定着促進事業」を一本化して委託を行い、業務の効率化を図った。</p>
<p>(2) 予定価格の積算における人員分析 「主要農産物原種採種事業」の予定価格を内訳で見るとその6割弱は3名の専任職員の人件費が占めている。人件費の積算根拠は平成19年度から41歳の京都府職員の平均給与を基礎に算定されているものの、積算の添付資料には、3名の専任職員の業務分担やそれぞれの業務に必要な日数等の3名の専任職員の業務に関する資料が添付されていなかった。また、完了報告書においても3名の専任職員の業務分担や作業の状況に対する記載はなかった。 ちなみに、事業費に含まれる人件費(人夫賃)平成26年度7,461千円については、作物ごとに必要作業事案及び単価を見積もり積算の根拠とされている。 専任職員から業務分担や作業の状況に対する記載のある完了報告書の入手、作業現場での状況調査による検証など、原種採種事業の3名の専任職員の作業状況の分析を通じて、予定価格に関する積算の精緻化が望まれる。委託先の変更が困難な長期継続契約は、より予定価格の積算の精度を高められたい。 (報告書187ページ)</p>	<p>(農産課) 平成28年度において、専任職員の業務内容について、府職員が現場での作業状況を確認するとともに、事業完了報告書に業務従事日ごとの業務内容を記載した月報を添付させ、当該年度の業務分担や作業内容を確認し、分析した上で平成29年度の予定価格に関する積算の精緻化を図った。</p>
<p>(3) ツキノワグマの誤捕獲を減少させる取組 「ツキノワグマ保護管理事業」についてはツキノワグマの保護という観点からも、さらにより効果的、効率的な外部委託を行うという観点からも、誤捕獲を可能な限り減少させるための取組を本事業と一体的に実施すべきと考える。 委託先からも指摘があったように「くくりわな」によるクマの誤捕獲を可能な限り減少させるための啓発・努力活動を具体的に検討し、部局の創意工夫により放獣作業自体が減少するための取組を行われ</p>	<p>(農村振興課) ツキノワグマの錯誤捕獲の減少については、学識経験者や農業・狩猟・保護に関する団体など関係者による特定鳥獣保護管理計画検討会を開催し、平成29年3月末に計画を取りまとめたところである。 当該計画では、予察捕獲(クマが出没した場合に危険な地域をあらかじめ設定し、被害発生前に捕獲を許可すること)の導入により、人家周辺や通学路等で発生した錯誤捕獲の取扱いを見直し、錯誤捕獲に伴う放獣件数の削減を図ることとした。 なお、平成29年4月から予察捕獲を実施し、5月末現在で予察捕獲を26件行った効果として、錯誤捕獲の件数は平成28年度の3分の</p>

<p>たい。検討に当たっては他府県の取組や関連する新技術も十分に研究の上、効果的に施策を検討されたい。</p> <p>さらに、それら啓発活動等による誤捕獲の減少効果についてもツキノワグマ保護管理事業の報告書に資料として添付する等、検証体制についても合わせて検討されたい。</p> <p>(報告書 187～188 ページ)</p>	<p>1に減少（7件→2件）したところであり、取組の効果については、委託業者を交えて今後も引き続き検証する。</p>
<p>10 建設交通部</p> <p>(1) 効果的な施策の独自検討</p> <p>建設業明日の担い手確保・育成事業について、当初100人の働き手を確保すべく国庫からの予算8千万円を計上し、一般社団法人京都府建設業協会に委託を行った。しかし、実際に雇用されたのは29人に留まり、目標の30%にも満たない結果であった。目標未達の原因は、一般的な建設業のイメージが予想以上に悪く、このため応募者が少なかったためとのことであるが、従前から京都府建設業協会としても雇用創出には注力しているはずなので、新たな雇用を生み出す効果的な施策は京都府独自で検討考案し、その上で業界団体と協議連携していくことで、より効果的な施策を展開できた可能性があったものとする。</p> <p>(報告書 197 ページ)</p>	<p>(指導検査課)</p> <p>「建設業明日の担い手確保・育成事業」は平成27年度で終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、より効果的な施策展開について検討する。</p>
<p>11 議会事務局</p> <p>(1) 参考価格を予定価格として利用する場合</p> <p>「府議会テレビ放映事業」における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社京都放送から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。</p> <p>予定価格は、一般競争入札、随意契約にかかわらず、原則として全契約で定めることとなっており、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものであるから、可能な限り適正かつ客観的な金額の設定が必要となる。</p> <p>随意契約の場合、特定の相手方と任意に契約を締結することができる関係上、複数の参考見積書を徴取することは難しい側面は理解できる。しかし、あらかじめ委託先から徴取した参考見積書に基づく予定価格と同一の者が提出した見積価格を比較することによって価格の妥当性を判断するという仕組みは、本来の予定価格の趣旨に鑑みると違和感が残る。</p> <p>この点につき、所管部署である議会事務局に見解を求めたところ、参考見積書の提出を受ける過程で放送内容や価格について、適正であるかどうか確認を行っているとの回答を得た。</p> <p>そうであれば、その確認内容を経費伺いの添付資料にするなど、価格妥当性の根拠を明確にされたい。また、価格の妥当性を検証する観点から、参考見積書をベースにその一部分でも独自の視点から積算を行うことが望ましい。</p> <p>(報告書 204 ページ)</p>	<p>(総務課)</p> <p>平成28年度の契約は、参考見積書のうち、手話通訳の予定価格について、妥当性を検証するため、他府県の状況や聴覚言語障害センターの派遣経費と比較して算定した。</p> <p>また、平成29年度の契約は、他府県のテレビ放送事業の予算状況や契約相手方の他の契約内容も踏まえつつ、予定価格を算定した。</p> <p>今後、こうした資料や過去の実績価格等を参考に、一部でも積算できないか検討する。</p>
<p>(2) 議会活動広報の配信方法の多様化</p> <p>「府議会テレビ放映事業」において、京都府以外の他府県では、インターネット中継以外にもラジオの活用、ケーブルテレビ活用、DVDの貸出し等が行われている事例がある。さらに、USTREAMやYouTubeといった新たなメディアの活用が行われている自治体もある。</p> <p>府においても他府県の取組の状況や成功事例、視聴率の状況、テレビ以外の代替的情報伝達手段の有効な組み合わせなど多面的かつ継続的に事業の内容を検証し、議会の内容を府民にわかりやすく伝える広報番組という観点からより効果的かつ効率的な委託事業となるよう継続的に工夫を加えられたい。</p> <p>(報告書 204～205 ページ)</p>	<p>(総務課)</p> <p>テレビ広報番組「府議会 cafe 京都」及び議長定例記者会見は、平成25年度から既にYouTubeにおいて動画配信を行っている。</p> <p>また、インターネット中継について、平成29年度5月臨時会からスマートフォンやタブレット端末等でも視聴ができるようにした。</p> <p>今後も、府民にわかりやすく伝える番組づくりを目指し、他府県の取組の状況や成功事例を参考にするとともに、府民の意見を聴きながら、広報広聴会議等で内容を検討する。</p>

<p>12 監査委員事務局</p> <p>(1) 特定任期付職員の増加や法定監査実施結果の一部利用 人事異動面では一定の配慮がなされているが、より効果的な監査の実施には監査の専門家である特定任期付職員の人員増も有効と考えられる。 財政的援助団体等監査については、対象となる公益財団法人や株式会社は収入総額や資本金額が十分なため、所管の法律により公認会計士の外部監査が義務付けられている場合がある。現在国会審議中の社会福祉法改正が決議されれば、一定規模以上の社会福祉法人にも法定監査が義務付けられる。 より深度ある財政的援助団体等監査の実施に向け、法定監査と連携した財政的援助団体等監査のあり方も将来的には検討されたい。 (報告書 208 ページ)</p>	<p>(監査第一課) 特定任期付職員については、監査能力の維持のため、引き続き必要な人員の確保に努める。 地方自治法に基づく財政的援助団体等監査については、補助金が適切に執行されているか等について監査するもので、所管の法律に基づく法定監査とは視点が異なるところもあるが、将来的に可能な連携について検討していく。</p>
<p>13 人事委員会事務局</p> <p>(1) 職員採用試験システムの共同開発・運用の可能性 職員採用試験のシステムは京都府独自に開発・運用しているが、試験の実施方法や試験問題の内容・配点、採点・評価方法はともかく、システム自体には汎用性があると考えられる。このシステム開発・保守には少なくない費用が発生するため、経費抑制の観点から関係自治体とプラットフォームを共同開発や有償提供するなど共同・連携の可能性について、協議を前提として研究されたい。 (報告書 211 ページ)</p>	<p>(総務任用課) 職員採用試験システムの共同開発・運用の有用性等について研究した上、平成29年2月、近畿2府4県及び和歌山市の人事委員会で組織する近畿人事委員会協議会において、「職員採用試験システムの共同開発・運用の可能性」について協議を行った。 なお、協議した結果、採用試験制度の相違による共同化の困難性や新規費用負担等の問題から共同開発等の実施は見送った。</p>
<p>14 教育委員会</p> <p>(1) 高校生に対する就学支援金、給付金業務におけるマイナンバーの活用 高校生に対する就学支援金、給付金業務においては、世帯の所得制限についての審査が主要業務となっている。平成28年1月から運用が開始されたマイナンバーには、各自の税や社会保障に関する情報が集約される。よって、この情報を審査に利用すれば、京都府における事務負担の簡素化のみならず、利用者の手続の軽減も期待できるため、積極的な活用を検討されたい。 (報告書 229 ページ)</p>	<p>(高校教育課) マイナンバーに対応した国の新システムが平成31年4月に稼働予定であり、そのシステムの利用も含めて、マイナンバーの活用を検討中である。</p>
<p>(2) 高校生に対する就学支援金、給付金業務における他府県との連携 マイナンバーの活用を行うにあたっては、システムの変更を伴うことになり、相当の開発経費を要する可能性がある。しかしながら、そもそも高校生に対する就学支援金業務は国の制度を各都道府県が代行している業務、給付金業務は国が主導し全国的にはほぼ同内容で実施されている業務であり、マイナンバーの活用については京都府に限ったことではない。よって、システム化する際には、他の都道府県との共通利用を検討することで、新システムの開発経費削減を模索する必要があると考える。 なお、この点についてマイナンバー制度における情報連携システムは国(内閣府)において既に構築されており、京都府においても平成27年度中に就学支援金システムの改修を完了するなど対応済みとのことである。よって、今回のマイナンバーの導入に伴う、他府県とソフトウェア開発等の連携は望めないが、今後の新制度導入時に同様の事象が発生することも考えられる。そこで、その際には他府県との連携を行い、開発コスト等の削減を図る努力をされたい。 (報告書 230 ページ)</p>	<p>(高校教育課) マイナンバーに対応した国の新システムが平成31年4月に稼働予定であり、今後詳細が明らかになった段階で、そのシステムの利用も含めて、具体的な活用、対応について検討する。</p>
<p>(3) スクールバス運行における低入札価格制度等の導入 スクールバス運行においては、一般競争入札を採用しているが、運行する地域間における入札額にバ</p>	<p>(管理課) 従来から特別支援学校現場の実態に即した業務仕様、労働関係法令遵守の要件を設定するなど、児童生徒の安心・安全の確保を考慮した工夫や改善を行ってきたところであり、今後も引き続き、児童生徒の</p>

<p>ラツキがあり、入札事業者が多い地域においては1台当たりの経費が低価となっている。スクールバスの運行については人命を預かる業務であることから、低価であるだけでなく、安心・安全の観点がより重要であり、公共工事の入札等で導入されている、低入札価格調査制度や最低制限価格制度または総合評価方式の導入を検討されたい。 (報告書 230 ページ)</p>	<p>安心・安全の確保を前提に、より確実に業務が実施されるよう、入札手法も含めた業務仕様や入札要件等の検討を行い、改善に努める。</p>
<p>(4) 一般競争入札及びプロポーザル方式における日程の見直し 「京都府立高校実力テスト処理業務」においては、一般競争入札を採用しているが、公告日から入札日までは2週間以上の日程が設けられているものの、入札説明会は公告日の2日後に設定されており、十分な告知期間が設けられていない。一般競争入札においては不特定多数の事業者の参加が期待されるため、入札参加者を増やす努力が必要であり、入札参加者が1事業者のみの状態が継続している現状に鑑みると、日程の設定について工夫されたい。 また、「休日夜間電話相談業務」においては、プロポーザル方式を採用しているため、公募により参加者を募集しているが、必要書類交付期間及び質問受付期間、質疑回答とも公告日から約1週間程度で、企画提案書提出期限及び審査については公告日から約2週間程度と短期間の日程となっている。「休日夜間電話相談業務」においては、参加者が1事業者のみという状態が継続している現状に鑑みると日程の見直しをされたい。 (報告書 230 ページ)</p>	<p>(会計課、入札課) 平成28年5月に「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を制定し、事務手順として、募集要領の公示から説明会や質疑書の締切までの期間については業務内容等に応じ、より多くの事業者が参加できるよう適切な日程を確保することを明記するとともに、募集要領の公示から提案書の提出期限までの期間は、1箇月程度を確保することとした。 ----- (学校教育課、高校教育課) 「京都府立高校実力テスト処理業務」においては、平成28年度から、入札説明会を公告日の1週間後、入札日を更に2週間後に設定し、告知期間を十分設けるよう日程を見直した。 「休日夜間電話相談業務」においては、制度所管課(会計課)と調整を行い、入札参加者の負担を軽減することによって、入札参加者の増加を図るため、平成29年度からは一般競争入札によることとした。その上で、入札説明会を公告日から9日後、入札日を更に2週間後に設定し、告知期間を十分設けるよう日程を見直した。</p>
<p>(5) 利用者評価の実施及び利用結果の反映 「高校生学習チャレンジサポート事業」については、平成26年度からの新規事業であり、プロポーザル方式により事業者が選定された。そこで、当該事業者の提供したサービスが利用者である府立高校生にとって使いやすい内容であったか等については事後的に評価を行い、翌年度以降の事業者選定においては利用者の要望を考慮した審査項目とする必要があると考える。よって、利用者である府立高校生によるアンケートを実施し、当該内容を翌年度以降の審査に反映されたい。 また、今回の対象校は予備校等が少ない京都府北部地域にある一定の高校に限定されている。しかしながら、対象校の選定に当たっては高校の所在地だけでなく、通う生徒の居住地も踏まえた視点が必要と考える。よって、アンケート等により当事業が有用と判断された場合においては、利用可能校や利用者の範囲についても見直し検討が望まれる。ただし、アンケート等により当事業の有用性に疑問が生じる場合には、利用可能校の縮小や廃止についても検討されたい。 (報告書 230～231 ページ)</p>	<p>(高校教育課) 業者選定に係る企画審査に当たっては、利用者の視点による評価・審査を行うため、実施校の教員を審査委員としており、生徒の評価も踏まえた学校現場の意見を反映するとともに、平成28年度分から、自宅での利用も可能とするなど、利用しやすい事業となるよう工夫をした。 また、実施対象校については、従前から生徒の居住地を考慮した上で、該当校の通学区域(丹後及び中丹地域)を踏まえて設定している。</p>
<p>(6) 電話相談の全面外部委託 「休日夜間電話相談業務」は平日の夜間及び休日の電話相談業務を外部委託しているが、平日昼間の業務については京都府の職員が担当している。両者の業務時間を比較すると外部委託している事業者の方が長時間となるのは明らかであるが、1年間の契約金額(外部事業者)と人件費(京都府職員)はほぼ同額となっている。よって、業務の集約により、引継ぎ業務の簡素化等による効率化や経費面でのメリットも期待できると考えられるため、平日昼間の業務についても外部への業務委託を検討されたい。 (報告書 231 ページ)</p>	<p>(学校教育課) 電話相談については、不登校やいじめ等の生命の危険が推測され緊急対応が必要となる案件を含む総合的な教育相談に対応するため、本来、府職員が直接行い、府の教育内容等を踏まえた対応をすべきものである。 24時間での電話相談受付体制を維持するため、夜間及び休日の一部に限り外部委託をしているものであり、全面委託は、適当でないと考ええる。</p>
<p>(7) 電話相談における他所管分との連携 京都府では電話相談業務について京都府教育委員会が設置している「休日夜間電話相談業務」のみならず、多数の電話相談窓口を設置している。これらの電話相談窓口は京都府のみならず、国や京都市を含む各市町村、さらには民間においても設置され</p>	<p>(福祉・援護課、家庭支援課、学校教育課、少年課) 電話相談窓口の設置の趣旨から、できる限り幅広くセーフティーネットを張り巡らせてきめ細かく対応することが重要であり、また、相談内容は多岐に渡り、内容に応じて対応も様々であるため、国、京都府、市町村及び民間団体等の相談窓口が各自の専門性を生かして対応することが適当と考える。今後はそれぞれの相談窓口の役割を踏まえ</p>

<p>ており、かなりの重複が生じているものとする。確かに、それぞれの状況に対応した電話窓口設置の趣旨も理解できなくもないが、あまりに多いと緊急時には混乱を招くことも考えられるため、まずは京都府の電話相談窓口について検証し、可能なものは集約することを検討されたい。また、次の段階においては、京都府内の各市町村との集約を検討する余地があるとする。</p> <p>(報告書 231 ページ)</p>	<p>つつ、どこまで集約が可能かを検討しながら、更なる連携強化を進める。</p>
<p>15 警察本部</p> <p>(1) 一般競争入札における入札参加者数の増加の取組</p> <p>「安全運転管理者等講習委託業務」、「運転免許関係事務委託業務」は一般競争入札で事業者選定を実施しているものの入札参加者は平成 26 年度までは 1 事業者のみとなっている。また、「パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の運営管理」は平成 25 年度には 2 事業者の入札があったが、平成 26 年度は再び入札参加者が 1 事業者のみとなった。</p> <p>道路交通法に基づく様々な制約のある業務であることは理解できるが、経済的な委託料にするという一般競争入札の趣旨に鑑み、京都府は入札参加者が複数となるように努めることが望まれる。</p> <p>京都府としては、入札情報公開システム、京都府ホームページ、府民だより等により告知を図っているが、さらなる告知の推進が望まれる。</p> <p>さらに、例えば、時間的に余裕を持ったスケジュールを設定する、入札に参加しない理由等を把握し、入札に参加しやすい条件改善を行うなど、複数の入札者の参加を推進する対策を検討されたい。</p> <p>(報告書 254～255 ページ)</p>	<p>(警察本部 会計課、交通企画課、交通規制課、運転免許試験課)</p> <p>平成 28 年 4 月から、入札に当たっては、公告から入札まで時間的に余裕を持ったスケジュールを設定して、より多くの者が入札に参加しやすい環境を整えるなど、入札参加者数の増加に配慮することとした。</p> <p>また、入札に参加しない理由としては、一定の体制が確保されなければならないなど業務の特殊性があることが主な原因と考えられるため、今後も、諸情勢の変化に応じて、体制の条件等、入札参加資格要件等の見直しについて検討するとともに、他に有効な告知方法があれば積極的に活用する。</p>
<p>(2) 積算単価と委託単価の乖離</p> <p>「仮運転免許事務委託業務」は、指定自動車教習所 23 校と一律の委託単価で契約されている。なお、委託単価は平成 24 年度が 1,123 円、平成 25 年度が 1,113 円、平成 26 年度が 1,110 円と減少傾向である一方、積算単価は平成 24 年度が 1,216 円、平成 25 年度が 1,206 円、平成 26 年度が 1,281 円と平成 25 年度ではやや減少しているものの、平成 26 年度では増加に転じており、委託単価と積算単価は乖離傾向にある。同一業務の外部委託であり、同一委託単価により一律に契約するということが理解できる。また、経済的合理性という観点からも委託単価の減少傾向は望ましいともいえる。</p> <p>しかし、詳細な時間分析により精緻な積算単価が計算されていることに鑑みると、今後も委託単価との間に乖離傾向が続くのであれば、積算単価と委託単価の乖離の内容及び原因を分析し、今後の更なる積算の精緻化に反映させることが望まれる。</p> <p>(報告書 255 ページ)</p>	<p>(警察本部 会計課)</p> <p>積算単価は、予算額を考慮せずに積算したものであり、委託単価は、予算額に基づき設定した予定価格の範囲内で締結した契約単価であるため乖離しているものである。</p> <p>乖離の内容及び原因については、人件費の割合が大きく、1 人あたりの事務に要する時間分析が影響しているため、更なる詳細な時間分析による積算の精緻化を検討する。</p>
<p>(3) 業務委託範囲の見直しの可能性</p> <p>「運転免許証更新時講習等委託業務」の委託の範囲は、運転免許更新時の講習及び更新時講習受講証明書の発行であり、免許の交付事務は「運転免許関係事務委託業務」として他の事業者による業務委託されている。そのため、以前は 1 名で対応できていた講習会場での事務業務が、それぞれの委託先から計 2 名の事務方が必要となった。実際に現場を調査したところ 2 名で業務を分けて対応されていた。この点、外部委託先が分かれたことにより非効率になっている可能性がある。業務委託範囲の見直しによる業務の効率化の可能性を検討されたい。</p> <p>(報告書 255 ページ)</p>	<p>(運転免許試験課)</p> <p>平成 28 年度から、両業務を一業務に統合して委託するよう変更した。</p>
<p>16 全体的事項</p> <p>(1) 給付・補助金事務</p> <p>給付事務については、例えば、高等学校等就学支援金業務及び奨学のための給付金に係る業務は、私</p>	<p>(行政経営改革課)</p> <p>所属や部局の枠を超えた共通又は類似の給付等の事務について、集約化及び委託化を検討するため、平成 28 年 6 月に関係部局で構成す</p>

立学校については文化スポーツ部文教課が、公立学校については教育委員会高校教育課が担当している。これらだけでも集約化かつ外部委託の検討が必要であるが、他の部局においても給付事務は存在しており、共通又は類似の給付事務については併せて集約化かつ外部委託を検討されたい。

また、補助金事務についても申請書類の確認や補正を部局横断的に実施すれば、ボリュームも一定量確保でき、外部委託に足りる事業となる可能性がある。補助金事務のうち申請書類の確認や補正といった形式的なチェックについては定型業務であり、外部委託事務になじむ業務である。また、審査事務についても、すでに会計伝票の一次審査事務が集約化されていることに鑑み、形式的なチェックに限った実施など、補助金事務の集約化と外部委託を検討されたい。

(報告書 259 ページ)

るワーキンググループを設置し、対象の検証・抽出や仕様書のひな形作成により外部委託の仕組みづくりに取り組んだ。

なお、補助金事務については、政策的判断を要するものが多いため、委託化を見送ることとした。

(2) 業務効率化・集約化等に関する改善活動

今回の外部監査において「日常業務を行う上で、一層の効率化を図るべきと考える事務事業がありますか。ある場合は、外部委託以外でどのような手法が考えられますか。」とのアンケートを実施したところ、各部局から様々な提案が寄せられた。それらの中には、部局間にまたがる事項もあった。部局内における日常の業務改善はもとより、部局をまたいだ業務集約など一層の効率化についても全庁的な取組を検討すべきと考える。

また、更なる外部委託の可能性については、ここで取上げなかった業務に関しても、民間に任せられる業務は積極的に外部委託を検討していくべきである。その際には、先行的に取組を行っている部局や都道府県等を参考にしながら、スケールメリットの必要性や追加経費の削減の観点から共同化が望ましい業務については他部局や他の地方公共団体との相乗り等の連携も検討されたい。業務を一括して外部委託することが困難な場合には、業務の細分化により定型業務を抽出する等して外部委託の可能性を広げるよう努められたい。

(報告書 259～260 ページ)

(行政経営改革課)

平成 28 年 6 月に関係部局で構成するワーキンググループにおいて、免許登録事務等の集約化及び委託化の検討を進め、仕様書やマニュアルの作成、事務工程の詳しい精査を進めている。

その他業務に係る更なる外部委託の可能性については、適正なインフラメンテナンスを行うため、平成 28 年 5 月に府、京都市市長会、京都市町村会の 3 者が共同で設置した「京都技術サポートセンター」の例も参考に検討を進めている。

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

未収金に関する事務の執行及び管理について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 全体的事項 (1) 延滞金等の取扱 ① 規則で定める延滞金等の利率が民法の規定を上回る高等学校等修学資金貸付返還金及び看護師等修学資金貸付返還金は、特段の事情がない限り少なくとも民法規定の水準まで利率を下げ、各制度間で統一的に運用すべきである。 (報告書 30～31 ページ)	(高校教育課) 平成 28 年 12 月に京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を改正し、延滞金利率を民法規定による利率へ引き下げた。	措置済み
2 高校生等修学支援事業 (1) 学力要件や学校推薦(勉学意欲)等の貸付条件の設定 高校生等修学支援事業の目的の冒頭には「勉学意欲がありながら」と記載されている。この点につき、平成 17 年度には各都道府県に移管された「日本育英会奨学金」では成績要件が設定されていたが、京都府においては移管時に撤廃され所得基準のみと	(高校教育課) 平成 28 年 12 月に京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を改正し、貸与申請時に学校長の推薦書を提出させることとした。	措置済み

<p>なった。しかしながら、他の都道府県では、約7割程度が何らかの学力要件を設けている。京都府においても、本事業の目的を担保するために、何らかの学力要件を設けるべきである。ただし、学力要件については従来の成績要件も一案ではあるが、中学校や高校における勉学意欲の有無についての学校推薦を入手することも一案と考える。 (報告書93ページ)</p>		
<p>(2) 貸付金の使途について誓約書の入手、報告義務の設定 高校生等修学支援事業は公金による貸与制度であり、その目的どおりに使用されることが必須条件である。また、生活保護世帯においては、高校就学の用に供されないのであれば収入認定され、生活保護費の減額対象となる可能性がある。この点につき、高校生等修学支援事業においては、業務の煩雑性や人員確保の点から特段の確認を行っていない。しかしながら、高校就学費以外への転用は、修学生自体の勉学や自立を阻害する要因となりかねない。そこで、貸与決定時における使途についての誓約書の入手や、使途について定期的な報告義務を課すなどの対策実施が必要である。 (報告書93～94ページ)</p>	<p>(文教課、高校教育課) 平成29年度の貸与に係るものから、貸与申請時に、修学のために利用する旨の誓約書を提出させることとした。また、制度趣旨の徹底を図るため、平成29年度の貸与に係るもの(府認可の私立高校については、平成28年度の貸与に係るもの)から、継続申請時に「進級時確認シート」に修学のために要する経費及び借入必要額等を記入させることにより、借入金の使途について確認させることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 貸与決定時における借用証書の入手 通常は卒業時に入手すべき借用証書と返還計画書が、本人の拒絶により提出されていない案件が存在した。当初申請手続の段階において、借用証書の提出(消費貸借の予約)を求めさらに、借用証書の提出を拒否した修学生については、返済の意思が希薄であると推定されるため、借用証書を提出するまでの期間においては、奨学金の貸与を一時的に停止する等の措置を講じるべきである。 (報告書94ページ)</p>	<p>(高校教育課) 平成28年12月に京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を改正し、平成29年度の貸与に係るものから、各年度の貸与決定時に借用証書を提出させることとし、期限までに提出しない者については、貸与を一時的に停止することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 更新時における修学生への債務額及び返済方法の認識を図る仕組の構築 借用証書と返還計画書は卒業時に提出すること以外は、貸付時以降は修学生に対して、特段の債務額および返済方法の認識を図るような働きかけは行われていない。そこで、修学金の滞納を抑止するには、毎年残額を通知する等の方法により、修学生に対して債務額および返済方法の認識を図る仕組を構築することが必要と考える。 (報告書94～95ページ)</p>	<p>(高校教育課) 過度の借入の抑止を図るため、平成29年度の貸与に係るものから、在学生の継続申請時に、これまでの貸付金の総額を通知することとした。また、継続申請時に「進級時確認シート」に修学のために要する経費及び借入必要額等を記入させることにより、返済が必要な借入金であることの認識を徹底する等、制度の趣旨の徹底を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
人材育成機関の現状と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>1 職業能力開発施策 (3) 農業大学校、林業大学校、看護学校の運営状況の評価・検証 農業大学校、林業大学校、看護学校について、高等技術専門校と同様に運営状況の評価・検証する仕組みがない。また、客観的な種々の数値目標や評価分析すべき数値が明確になっておらず、各校の設置目標が達成されているか否か、訓練内容が目標に対して適正かどうか、費用対効果を考慮し効率的に運営されているか等を評価しようがない。 毎年の種々の数値データによる客観的な分析をおこない、各訓練校が目標とする人材育成がなされ京都府の農業、林業、看護に貢献する人材を効果的</p>	<p>(看護学校) 平成27年度に府立看護学校に対する評価として、卒業生の北部病院就職率(80%)の目標設定を行うとともに、北部看護師確保対策協議会において目標や評価・検証の仕組みを構築した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>・効率的に輩出したか等の評価・検証する仕組み等を導入し、いわゆる PDCA のサイクルを廻す必要がある。 (報告書 102 ページ)</p>		
<p>5 備品管理、施設管理の状況</p> <p>(4) 毒劇物の利用・保管計画 毒劇物は農業大学校でのみ使用されているが、平成 5 年 4 月以降に使用された毒劇物は 45 種類のうち 14 種類のみで残り 31 種類は少なくとも 20 年の間に全く使用されていない。毒劇物は危険性の高い物質であるため、その取扱いについては法律、規則等による規制を受け販売、譲渡、処分も簡単にはできないものではない。したがって、購入時にその必要量を合理的に見積り購入量を必要最小量にとどめ極力余剰が発生しないように努めるべきである。そして、やむを得ない事情により使い切れなかった場合でも次回の使用予定がないのであれば、事故及び盗難の危険性を考慮して原則として廃棄すべきである。もし、使用を考えるのであれば、農業大学校だけに限定することなく府の他の部署での利用可能性も併せて検討すべきである。 (報告書 228 ページ)</p>	<p>(農業大学校) 過去に購入し、使用できない毒劇物(使用期限切れ、適用外)については、平成 27 年 3 月に一部を廃棄物処理業者に委託し適正に廃棄した。残品も、平成 28 年 4 月に処理業者と契約し適切に廃棄した。 その後の毒劇物の在庫管理は、使用前、作業中の使用量、使用後の 3 段階で秤量し、適正に使用するとともに、半年程度の実験等に用いる使用量を購入している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 図書管理 閲覧用図書は「備品等登録表」に登録しなければならないが、この閲覧用図書とは広く第三者に対する閲覧を目的とした図書であって、各校の学生や教員のみを対象とした図書は閲覧用図書に該当しないことであった。しかし、図書は学校にとって有用な財産であり、また、貸出などで多くの人々が利用するため紛失・盗難の危険性も高いものである。「備品等登録表」に登録しなくともデータベース化するなど別の方法で網羅的に蔵書を登録し、貸出方法を整備し、備品の実地検査と同様に少なくとも年一回の棚卸を実施して各校の管理方法を標準化するとともに、学校間で相互に貸出しができるようにして図書の有効活用をはかるべきである。 (報告書 228 ページ)</p>	<p>(京都高等技術専門校、陶工高等技術専門校、福知山高等技術専門校、京都障害者高等技術専門校、城陽障害者高等技術専門校) 平成 27 年度から、閲覧用図書の適正管理を徹底するため、5 校各校ごとに毎年度最低 1 回の検査を実施するとともに、平成 29 年 3 月に更なる有効活用を図るため、図書目録としてデータベースを整備し、学校間で図書情報を共有化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 備品、施設の有効活用 各校においては概ね割り当てられた資産を丁寧に使用管理しているが、カリキュラムの変更や設置後相当年数が経過して使用されなくなった施設、備品がある。これらの遊休資産については、学内だけでなく府の他の施設での利用、近隣住民への開放も含めて広くその有効活用の方法を検討すべきである。検討の結果、使用不能なものについては除却すべきであり、使用可能だが府で管理する必要のないものについては売却すべきである。 (報告書 228～229 ページ)</p>	<p>(福知山高等技術専門校) 平成 18 年度から既の実施しているグラウンド及び体育館施設の住民開放を継続するとともに、平成 28 年度に施設及び備品の総点検を行い、訓練科の見直し及び廃科に伴う不使用備品等について廃棄・売却処理を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 寮の必要性 福知山高技専、城陽障害者高技専、看護学校、農業大学校には寮があるが、そのうち福知山高技専の青雲寮については廃止も含めてその活用方法を検討すべきである。 青雲寮では過去 3 年間の利用状況は減退しており、平成 25 年度においては 7 名 3 割程度の利用率となっている。青雲寮の利用率が年々減退していること、寮を利用せず近隣の賃貸物件に居住する訓練生もいることから、その必要性は高くないと思われる。また、青雲寮は昭和 55 年に建設されたものであり老朽化も進んでいることから修繕が必要であるし、寮には舎監の駐在も必要になることから、寮の必要性について訓練生からのニーズと維持管理コストの面から再検討すべき時期に来ていると考える。 (報告書 229 ページ)</p>	<p>(福知山高等技術専門校) 平成 28 年度に外部有識者で構成する京都府産業人材育成委員会において、青雲寮の必要性を検討した結果、公共職業訓練は経済的困窮者等のセーフティネットでもあり、民間賃貸物件より低廉な家賃の入居施設が必要であること、また、府北部の深刻な人材不足に対応するには、交通不便地に加え、他地域からの人材を呼び込む施設が必要であること等から、当面の間、存続させるのが妥当との意見を受けたため、継続活用する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>7 その他</p> <p>(3) 京都高等技術専門校建物の有効活用</p>	<p>(京都高等技術専門校)</p>	

<p>学生定員が300人から175人と2/3以下に減少し、施設の有効活用として、京都府職業能力開発協会並びに京都府の職業訓練校に施設を貸与しているものの、積極的に検討すれば必ず余裕スペースが生ずるものとする。京都府建物の有効活用の観点から余裕スペースや未利用時間を作り出し、例えば中小企業人材育成支援のための施設や設備の開放等の方策を検討すべきである。 (報告書 264 ページ)</p>	<p>平成 29 年度から、訓練科の見直し・廃科により生じた空きスペースについて、新たに設置したプロダクトマネージメント科や同一建物内の京都障害者高等技術専門校の訓練教室として有効活用を行った。</p>	<p>措 置 済 み</p>
--	---	----------------

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

情報システムに係る財務事務の執行について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

<各システムの所管課>

- 行政事務支援システム、統合財務システム、総務事務システム、新人事給与システム：情報政策課
- 人事システム：人事課 ○教職員人事システム：教職員課 ○税務支援システム：税務課
- 衛星通信系防災情報システム：防災・消防企画課 ※会計課は統合財務システムの業務を一部所管

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>5 情報システムのセキュリティ管理</p> <p>(2) 情報セキュリティ訓練の実施 情報システム管理者が訓練を行っていない(8システム及び全システム共通)。そもそも「不測の事態」が明確になっていないため、まずは「不測の事態」(大規模災害発生、ウイルス感染、不正アクセス等)を定義し、これに沿った訓練を行う必要がある。 (報告書 133～134 ページ、公報 71 ページ)</p>	<p>(税務課) 総務省が提示する自治体情報セキュリティ強靱化に則ったネットワーク分離に着手するに際し、平成 29 年 2 月に現状のネットワーク構成の把握、ウイルス感染や不正アクセス等の不測の事態が発生した際の対応方法の確認、SE(システムエンジニア)との連携及びデータ復旧の訓練を実施した。 ネットワーク分離後においても、ウイルス感染等不測の事態が発生する可能性を視野に入れつつ、SE との定例会議(月 1 回)を活用して、ネットワークの安全性を把握する。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(8) パスワードポリシーを遵守するためのシステム上制限の設定 パスワードポリシーを遵守するためのシステム上の制約がない(新人事給与、人事、税務支援、統合財務、衛星通信系防災情報)。パスワードポリシーを定めた以上は、このパスワードポリシーに沿わないパスワードについては、システム上認めないように設定すべきである。それができなければ、実質的にはパスワードポリシーは機能しなくなるからである。システム改修が必要になるため、費用対効果を考慮しながら、パスワードポリシーに反するパスワードが設定できないようなシステム変更を検討すべきである。パスワードポリシーを全庁的なパスワードポリシーである「京都府情報セキュリティ対策基準」に集約した上で、職員のポータルサイトである行政事務支援システムでの一元管理(シングルサインオン)とすることを検討すべきである。 (報告書 147 ページ、公報 77～78 ページ)</p>	<p>(税務課) 税務支援システムについては、平成 29 年 3 月にパスワードポリシーに反するパスワードの設定ができないよう(11桁以上のパスワード設定厳守)システム改修を行った。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>7 外部委託事業者の管理</p> <p>(9) 委託事業者に対する京都府監査の実施 そもそも契約書に明記されていないためではあるが、外部委託事業者に対する監査が実施されておらず、定期的実施する必要がある(8システム共通)。特に府庁に常駐していない外部委託事業者に対しては、優先的に監査を行い、外部委託事業者の管理状況を確認する必要がある。 (報告書 182～183 ページ、公報 96 ページ)</p>	<p>(税務課) 平成 26 年度から、外部委託事業者に対して監査を行うことについて、税務支援システム運用等業務の委託契約書に明記し、平成 29 年 2 月に監査を実施した。 (防災消防企画課) 平成 28 年度から、外部委託事業者に対して監査を行うことについて、衛星通信系防災情報システム保守管理業務の委託契約書に明記し、平成 28 年 7 月に監</p>	<p>措 置 済 み</p>

<p>8 契約の状況</p> <p>(7) 企画提案公募方式における開発業務と運用業務の一体的な検討（行政事務支援システム） 運用業務を伴う開発業務の企画提案公募方式を採用する場合には、少なくとも参考情報として、運用業務の経費積算を提示させることが必要であると考え。これも考慮の上、開発業務の業者選択が行われるべきである。 (報告書 236 ページ、公報 127 ページ)</p>	<p>査を実施した。</p> <p>(情報政策課) 平成 28 年度に開発業務に加え運用業務の経費積算の提示を求める企画提案公募を実施し、業者選択を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 運用業務における複数年契約のメリットの検討（行政事務支援システム） 単年度契約と複数年契約の価格差を十分に検討するためには、毎年の工数実績等の管理を十分に行う必要がある。工数実績の十分な管理及び単価の市場調査を行い、適切な価格差が契約金額に反映されたかの検証を行い、これを更新時の契約交渉材料とすることが重要であると考え。 (報告書 236 ページ、公報 127 ページ)</p>	<p>(情報政策課) 工数実績を十分に管理するとともに単価の市場価格を調査し、適切な価格が契約金額に反映されたのかを検証した上で、平成 28 年度に運用業務の一般競争入札を行い、業者選択を行った。</p>	<p>措置済み</p>

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>3 府立大学北山ゾーンについて</p> <p>(1) 教養教育共同化施設整備 府立大学、府立医科大学ともに新教養棟のより具体的な利用計画や既存建物の有効利用の方針を早急に検討する必要がある。また、工芸繊維大学も含めた各大学のコスト負担等につき、具体的な金額も含め明確にし早急に合意しておく等、施設完成後の管理運営にも備える必要がある。 (報告書 157～158 ページ、公報 106 ページ)</p>	<p>(法人本部 経営戦略室) 平成 26 年 9 月に供用開始した教養教育共同化施設は、府立大学、府立医科大学及び京都工芸繊維大学の 3 大学による教養教育共同化事業を行うほか、共同化科目が開講されない時間帯では、府立大学の講義室としても活用するなど、有効利用を進めている。 さらに、府立大学の文学部及び図書館、府立医科大学教養図書室の京都学・歴史館への移転等を踏まえて、既存建物の有効利用について、平成 28 年度に府立大学下鴨キャンパスの施設整備の方向性を取りまとめた。 また、教養教育共同化事業のコスト負担については、平成 29 年度から各大学の学生数に応じて負担することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 府立総合資料館と府立大学とが連携する新施設 新設される新資料館に府立大学文学部及び大学図書館を移設する計画になっているが、京都府との間でその場合のランニングコストその他の費用負担について取り決めがなされていない。 府立大学としては、当然に文学部及び図書館の移設費用を要するであろうし、また、新資料館と大学附属図書館の閲覧提供のワンフロア化を図ろうとすれば、それに伴うコストも要する。事前に京都府との間で費用負担について明確にしておく必要がある。 (報告書 158 ページ、公報 106 ページ)</p>	<p>(府大 企画課・附属図書館) 平成 29 年 4 月に府立大学図書館及び府立医科大学教養図書室が移設された京都学・歴史館の管理経費については、平成 29 年度から面積按分により府と京都府公立大学法人で費用負担することとした。</p>	<p>措置済み</p>

平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

府立学校（高等学校・附属中学・特別支援学校）の運営について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 物品管理における改善策（備品台帳の統一的整備）</p> <p>早急に備品台帳を整備するとともに、所在地コード等、入力ルールを統一し、誰が見ても設置場所が把握できる仕組みを検討すべき。 （報告書 139 ページ、公報 187 ページ）</p>	<p>（管理課）</p> <p>平成 23 年度に備品台帳を整備の上、定期的な備品点検を実施するとともに、会計管理者による書面検査が平成 28 年度に実施されたことにより、平成 28 年度末時点で、統合財務システムの備品台帳との整合性について整理が完了した。</p> <p>各学校においては、設置場所が適切に把握できるよう備品台帳を補完する補助簿を教室ごとに整備するなど改善を図るとともに、定期的な備品点検を今後も継続して実施するよう指導し、教職員の物品管理意識の定着を図った。</p>	措置済み

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第 1 包括外部監査テーマ
府有財産（不動産）の有効活用について
- 第 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 元伏見診療所跡地の未利用状態の解消</p> <p>10 年以上にわたって未利用のままの状態が継続しており、解決が急がれる。府・京都市で有効活用することが困難なら、民間貸付けの他はないのだから、広く一般に有効活用が検討されていることを周知させ、幅広い層から様々なアイデアを募ることが急務。 （報告書 37 ページ、公報 158 ページ）</p>	<p>（健康福祉総務課）</p> <p>府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所を府市協調で整備（合築）することとし、平成 28 年度は、整備に向けた実施設計のほか周辺工事（仮設倉庫新築、元伏見診療所及び車庫の解体）や各種調査（近隣家屋調査、埋文調査）を行い、平成 29 年 10 月から新築工事を開始することとした。</p>	措置済み

平成15年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第 1 包括外部監査テーマ
京都府住宅供給公社について
- 第 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 賃貸住宅事業</p> <p>長期的な居住者の安全と住環境維持のために、計画的に保守・改修する修繕計画がない。 （報告書 49 ページ、公報 26 ページ）</p>	<p>（住宅課）</p> <p>平成 27 年度に策定した堀川団地再生事業方針において、居住者等の安心・安全、団地の再生等を図るため、6 棟のうち 4 棟を改修、2 棟を新築に位置付けるとともに、同年度に策定した外観デザインガイドラインにおいて、住環境改善等に資する統一的な意匠のガイドラインを定めた。</p> <p>当該方針等に基づき、平成 28 年度に改修棟（出水団地第 3 棟）の実施設計を策定したところであり、引き続き順次計画的に改修等を進める。</p>	措置済み